

平成29年第4回(9月)川南町議会定例会会議録(3日目)

平成29年9月13日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

平成29年9月13日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 河野 浩一 君
 - 1 道路拡張について
 - 2 人口減少対策について
 - 3 川北南橋近くの道路拡張について
 - 4 今後の農業発展への考えは
- 2 内藤 逸子 君
 - 1 学校再編問題について
 - 2 介護保険問題について
 - 3 学校に「性別」で分けない名簿の採用について
 - 4 福祉問題について
- 3 福岡 仲次 君
 - 1 畑かんの水利用について
 - 2 空き家対策について
 - 3 自殺対策について

日程第2 議案第 38号 川南町学校規模適正化審議会設置条例を定めるについて

日程第3 議案第 39号 川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第 40号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第 41号 川南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第 42号 川南町税条例の一部改正について

- 日程第7 議案第 43号 川南町公園条例の一部改正について
- 日程第8 議案第 44号 町道路線の認定について
- 日程第9 議案第 45号 平成29年度川南町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第 46号 平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第 47号 平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第 48号 平成29年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第 49号 平成29年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第 50号 平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第 51号 平成29年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第 52号 平成28年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について
- 日程第17 認定第 1号 平成28年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 2号 平成28年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 3号 平成28年度川南町水道事業会計決算認定について

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 徳弘 美津子 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 福岡 仲次 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	日高 裕嗣 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	米田 政彦 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	吉田 喜久吉 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	橋口 幹夫 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	三角 博志 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時00分開議

○議長（川上 昇君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

ここで、2名の方から発言の申し出がありますので、順次これを許します。

まず、徳弘美津子君に発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） おはようございます。

昨日の私の一般質問で、一部の方に誤解を受けかねない発言がありました。

クレイマーという言葉になりますが、クレイマーという発言は、クレイマー自体、何らかの合理的な基準にのっとって、自らからの言い分が正当であると主張するという意味合いがあり、本来はクレイマーとは合理的な主張を意味するとの捉え方がありますが、近年、この言葉は余りいい印象を受けない風潮があります。

職員の皆様も、町民の方々からの御意見をクレイマーだと感じていることはありませんので、町民の皆様、そして職員の皆様にそのような誤解を与えないよう、この文言については撤回いたします。

よろしくお願いいいたします。

○議長（川上 昇君） 次に、福祉課長に発言を許します。

○福祉課長（篠原 浩君） 昨日の徳弘議員の一般質問でありました、保育所の処遇加算についての部分についてお答えいたしたいと思えます。

平成29年度の処遇加算についてございますが、この処遇加算については、24年度以降始まっておりまして、24年度と比較すると約10%の処遇加算が行われる形になりますが、28年度と比較しました場合2%の処遇加算ということで、全体的に約6,000円の月額処遇加算となる見込みでございます。

それと別に最大4万円の処遇加算が設けられておりまして、この部分に関しては、園の中に新しい経験年数7年以上とかの副主任を設けたり、専門リーダーを設けた場合に、所定の研修を受講した場合に、この役職について4万円の加算ができるというような形の処遇加算が予定されているようでございます。

以上でございます。

○議長（川上 昇君） 日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、昨日に引き続き、順次発言を許します。

まず、河野浩一君に発言を許します。

○議員（河野 浩一君） おはようございます。ただいまより通告書に従い、一般質問を行います。

今まで何度か、質問しましたが、町長の道路行政についてであります。以前にもお尋ねした、甘付・孫谷間の道路拡張の件について、その後どうなっているか説明をお願いします。

それから、第1分団第5部消防機庫から川南東小手前までの道路の拡張、国道10号線から名貫甘付神社下の県道までの道路も含めて、この3つの道路は、私たち地域住民にとって一番重要な道路であります。

この道路は、土日の休日には、スポーツ少年団などの応援などの車で混み合います。どうか、この道路の拡張をお願いします。

あとは一般席にて行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの河野議員の御質問にお答えいたします。

通告書をいただいて、確認をしておりましたが、まずは道路についての御質問ということで、お答えをさせていただきます。

議員が言われるように、やはり道路の必要性というのは、本当に最も基本的な社会資本整備であるというのは、理解をしておりますし、議員が地元に対して強い思いと、いろんなことで御意見を地元の方から受けているんだという強い思いは感じているところでございます。

全体的な話になりますと、やはり道路拡張というのは、非常に長い延長がありますし、町内各地にありますので、その中で何度も建設課長が答弁しておりますが、全体を考えた中で、計画をもって優先的にやっているというのが現状でございます。

一つ一つにいきますと、この通告書に書いてあります第1分団消防機庫から川南東小手前の道路ということでございます。名貫も含めて、一帯が川南東小学校交差点までの、平成31年度までに終了する予定にしております。

そして、また、そこに隣接するところで工業団地の道路整備事業も実施をされております。一部、議員が指定されました消防機庫からの約1キロに関しては、他のに比べると若干狭い5メートル幅になっているところでございます。

いろんな要件を構えながら、あと甘付から甘付神社前からの県道手前までの間ということで、平成5年に改良を行わせていただいております。現在のところは、それで順次計画どおり進めていっているというところでございます。

細かいことは、また、その都度、課長を含め答弁をさせていただきたいと思っております。

○議員（河野 浩一君） ただいまの説明ですけど、甘付神社から県道ではなくて、名貫の10号線から県道までです。10号線の信号から県道までと思っております。

31年までにできるというのは、東小前の道路のことでしょうか。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま町長のほうから答弁がありました、東小学校北側交差点でございますが、昨年からは塩付大久保線ということで、改良を行っておりまして、今年は豊原住宅前の交差点まで行く予定にしております、その先を31年度までで終了予定ということになっております。

以上です。

○議員（河野 浩一君） 少しでも進んでいけば、私の胸もすっとおりるところであります。よろしくをお願いします。

消防機庫から東小の道路脇の沿線は、ビニールハウスが大分多いんですけど、ハウスをつくっている人は、1メートルか2メートルぐらいの、幅広い人で2メートルぐらいは道路の敷地としてあけております。いつでも工事ができるようにですね。

この間、測ってみたんですけど、2メートル20センチ位とっておる人もおります。少ない人は、1メートル50センチ位はビニールハウスを引っ込めてつくっておりますので、いつでも住民の人は準備ができておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

農耕車の中では、幅の広いのは3メートル位あるのがあります。3メートル同士がすれ違ふというのはなかなか難しいときもあるので、とにかく早目に工事をしていただきたいと思ひます。

それから、2番目にいきますけど、住宅建設に対しての補助金についてです。

木城町は町内永住者に100万円、その上、町内建設業者に住宅建設を依頼すればプラス100万円と、合計200万円の補助してくれるそうです。都農町は、都農町長自身がテレビに出演されて、永住者には最高310万円出すと言われております。関係者に問い合わせたところ、駅前住宅振興地域の取得者には、1平米当たり7,000円、300平米で210万円、その他の手当て100万円、合計300万円は都農町から出るそうです。

川南はどのぐらいの補助金を出しているのか、前にも聞いたことがあるんですけど、もう一回公表してもらいたいと思ひます。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの住宅に関する手当てのございですが、昨日も一般質問の中で答弁をさせていただきました。現在、人口対策について、人口減少について、全庁を挙げてしっかりと色々な意見を加味しながら、今後も進めていこうと考えております。

限られた予算の中で、色々なことを検討させていただきたいと、総合的な判断で、今、検討させていただいているところでございします。

御質問の件については、担当課長に答えさせます。

○総務課長（押川 義光君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

都農町の実態でございします。おっしゃいましたとおり、保留地等取得奨励事業としまして、駅前周辺でございしますが、1平米当たり7,000円、最大300平方メートルまでで210万円の加算をされるという補助金もございします。基本的な持ち家取得ということになりますと、都農町で基本25万円、最大加算が75万円ということで、合計100万円になる。プラス加算条件としまして、先ほど言われましたとおり、町内業者による新築が25万円、義務教育以下の子ども1人あたり10万円、こういうきめ細かな分野で助成の制度があるようございします。合計しますと最大300万円という世界になるのかなというふうと考えております。

ちなみに、郡内の状況ではございしますが、木城町が加算額最大100万円ということで、新富町が50万円、最大加算額としまして、町内業者による新築工事50万円、空調機器設置で15

万円という加算がございます。トータルすると、新富町で115万円と、こういうふうなデータを承知しているところでございます。

以上です。

○議員（河野 浩一君） 私は、川南の補助金が何ぼ出してあるかを知りたいと思って聞いたんですけど。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

川南町の場合は、県外からの移住者支援ということで、これ県外に限定されておりますが、10万円のうち5万円は商品券を出しております。

また、先日の一般質問の中でも答弁させていただきましたが、持ち家取得助成金として、家を取得する場合についての助成も行っております。こちら建物価格の3%で上限が30万円、町内業者との取引の場合は現金で、町外業者の場合は、15万円を商品券で交付する形になっております。それにあわせて、夫婦の合計年齢にあわせて加算する若者加算と通勤助成も同様に行っております。

以上です。

○議員（河野 浩一君） やっぱり川南の補助金というのは、都農、木城に比べたら、しれたもんじゃないかと思うんです。だから、隣町に負けんように、もうちょっと補助金を増やすとかしてあげたらいいんじゃないかと、私は思うんですけど。

都農町は保育料も無料で、聞くところによると、都農町過疎化対策として国から7割入れて、町から3割負担して無料にしておるということですけど、こういうことも、さっき言ったように、隣町に負けんように出してくれたらいいんじゃないかと思えます。

私の知っている人で、川南から木城に移り住んでいる人が3人はいます。夫婦二人と子どもで、三夫婦ですけど、14、5人は木城に移り住んだということです。どういったいきさつで行かれたかどうかはわかりませんが、もうちょっと隣町に負けんように頑張ってほしいと思うんですけど、町長は、常日ごろ、人口減はどうしたらいいかということをやばれておりますけど、金でつるといふ、そういうことは余りよくはないんでしょうけど、やっぱり一番このことが薬になるんじゃないかと、私は思いますけど。どう考えますか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、地域が元気になるためには、やはり子供であるとか、子供を含めたそういう人口がまた活気づくということは、大事な要素であると考えております。何度も申し上げておりますが、人口対策係を設けて、あらゆる面で検討をしていきたいと思っております。

例えば、高等学校、高校生の支援助成であるとか、地産地消給食に対する手当であるとか、また、保育所の場合は、残念ながら、全てを完全無料という考えは今のところありませんが、2番目の子供さん、3番目、第2子、第3子については、それぞれ条件を付して半額、無料という形を検討しているところでありますし、またまとまったら発表もさせていただきたいと思っております。

○議員（河野 浩一君） どうか、私の気持ちを酌んでよろしくをお願いします。

それから3番目ですけど、川北南橋の取り付け道路でのことです。

平成28年の去年の5月だったと思います。大久保の郷といって、大久保保育所の跡に老人の施設ができておりますけど、その総会で、ある県会議員さんが、何か困ったことがあったら相談してくださいと言われてました。その後で、私も挨拶をしろということだったもんで、今日はいいいことを聞いた、県会議員のAさんが相談にのってくれると言うから、川北南橋を見に行き、相談したいと思うと言ったら、そのAさんが快く引受けてくれて、Aさんと町長、私の地区の有志五、六人で現場を見に行くことにしました。その帰りに、この道路に対して賛成をもらえていないBさん宅に寄って頼もうと言ったら、町長が行かないと言われてました。私としては、県会議員のAさんと町長と、私たちは付き添いみたいなもんですけど、このことが実現して、この反対しておられるBさんの家に寄ったらいいんじゃないかと思って、私は考えてしたことです。

Bさんには、私も何回か頼みに行っただんですけど、なかなか会釈はいいんですけど、いい返事はもらえません。そのとき、何で町長は行かないと言われたのか、ここで説明してもらいたい。

○議長（川上 昇君） 河野議員、これ、この質問の内容とは直接関係ないような感じがするんですが。

○議員（河野 浩一君） ないですか。

○議長（川上 昇君） そのことは、今、河野議員が言ったことは、この質問の内容とは直接関係ないと。

○議員（河野 浩一君） 今のことは質問したらいかんということですかね。

○議長（川上 昇君） 通告の内容で質問をお願いします。

○議長（川上 昇君） かつてあったことがどうしてなんだということじゃなくて、今後の見通しとか、この通告の内容の質問をお願いします。

○議員（河野 浩一君） ちょっと待ってください。

すいません。川北南橋の今後の見通しというのは、どんななっているんでしょうか、町長をお願いします。

○町長（日高 昭彦君） 川北南橋、川北線ということで、昨年も御質問いただいておりますし、昨年6月議会でも答弁しておりますが、まず、この件がやっぱり過去の事業の中で、地元からの断るということで、断念をされたという経緯がございます。それをもって、なかなか新しい展開にするには、また、いろんな条件がございますので、議員にいろいろお話をさせていただいているところにおいては、当然、もう一度地元の同意、いろんな各方面からの協力という部分を前提に考えながら、当然、公共事業の必要性というのを検討する必要があります。

今議会にその一部、町道の認定ということをまず提案をさせていただいておりますし、今

後とも、確かにハードルは高いんですけど、いろんな形で可能性があることについては、今後とも考えさせていただきたいと思っております。

○議員（河野 浩一君） あの道路は、私も希望している道路でありますけど、地区住民の人は本当に期待していると思います。ぜひとも、早急に早く実現できるようにお願いしたいと思っております。

次に、四番目ですけど、今年の8月4日の農業新聞に載っておったんですけど、静岡県森町では、水田の3倍活用をしておられて、水稲、レタス、スイートコーンを同一圃場で3回作付ておられるようです。

川南町でも3回作付者は何人かはおられるようですが、レタスの場合には、白菜、キャベツ、ブロッコリーなどで、スイートコーンのかわりに、南京、里芋などでもいいと思いません。

今の川南の作付状況から見ますと、1年に一作か二作がほとんどだと思います。この森町では、若者の就農も相次ぎ、活気に満ちあふれているそうです。ぜひとも、この3倍活用農業を農協など関係機関と相談しながら、川南町全体で広めていくべきではないかと思っておりますけど、どう思われますか。

○産業推進課長（山本 博君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

この三毛作についてでありますけど、今現在、本町におきましては、ほとんどが水稲プラス飼料用作物ということで、90%強のところ、そのような二毛作をとっているところであります。三毛作という対応ができればいいんですが、土地が少ないところは、そういう取り組みも必要かと思っております。

ただ、本町におきましては、まだ農地を有効に活用するところがありますので、そういう遊休農地解消事業等を取り入れまして、そういった農地の活用に取り組んでいきたいと考えておりますので、今のところは、三毛作については考えていないところであります。

以上です。

○議員（河野 浩一君） 今の川南の農家の農作物の価格は安定していないとか、何をやってもうまくできないなどの理由でやめていく人もおります。

それで、この三毛作に対して、ちょっと問題点があるんですけど、水稲をつくる場合、スイートコーンとか、カボチャの後に水稲を植えるんですけど、土地改良の水が通常ですと、3月から8月25日まで水が来ますけど、せめて、かん水する水をあと1カ月ぐらい延ばしてくれたら、後の水稲、特に今はWC Sを植えているんですけど、その人たちがものすごく助かるんじゃないかと思っております。ぜひとも行政の力で、農協とか振興局とか話して相談して、用水をあと1カ月延ばしてもらえないかと思うんですけど、どんなでしょうか。

○農地課長（新倉 好雄君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま御質問にありました用水につきましては、国営高鍋川南地区で造成された用水路事業のことだと思っておりますが、施設自体は国の施設でございます。また、水利権につきまして

は、小丸川より国土交通省の水利権許可をとっていただいているものでありますが、通水期間につきましては、御質問のとおり、3月10日から現在8月25日までになっておりますが、取水量、取水期間ともに水利権が伴いますので、現在ここで川南町のほうで、今、延期、延長の可否については、御回答はできないのでございますが、今回御意見のあった件につきましては、水路を管理する、取水を管理する土地改良区のほうにおつなぎをしたいと思っております。

以上でございます。

○議員（河野 浩一君） どうか水のことに関してはよろしくをお願いします。

三毛作のことに関してですけど、三作つくるということは、本当に一作の3倍は苦勞してからつくらなければなりません。大変苦勞してからやるので、賛同者はあんまり多くはないとは思いますが、収入はやっぱり一作の3倍はとれるということを考えますと、私はいいことじゃないかと思えます。

どうか私の気持ちを酌んでいただきたいと思えます。

私の質問はこれで終わります。

○議長（川上 昇君） 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて質問いたします。四点について質問します。

第一点は、学校再編問題についてです。

学校再編について3月議会でも質問しました。串間市の中学校統合が宮日新聞でも特集され、串間市は今年の4月から1つの中学校となり、話題になりました。子どもの数が減ったから統廃合は仕方がないのでしょうか。学校統廃合は、大もとには、国の大きな動向がありますが、今日の宮日新聞に「文科省ネットで遠隔合同授業、小規模の全国1,900校に配備」の記事がありました。読まれたでしょうか。

小規模校の遠隔合同授業はテレビ会議の仕組みを利用したものです。地域から学校がなくなることは、地域の活力がなくなることに直結します。学校は子ども達の学びと成長の場というだけではありません。地域への愛着や誇りを育み、将来を担う人材を育てる大切な役割があります。歩いたり、自転車での通学は体力だけでなく、自然の力など、お金で買えないものを育てます。古くから学校がそこにあるのは、それなりの理由があります。それを子どもの数が減るから仕方がないとなくすことが、川南町の子ども、川南町民に何をもたらすのか、学校再編の進め方について、地域住民よりも学校に具体的イメージを持つ保護者重視の方向は仕方がないことでしょうか。

座談会の参加者は町民全体の何%でしたか。子どもの保護者からのアンケートもとったと言われますが、町民全体からして何%ですか。これで、統廃合問題を前へ進める考えなのでしょうか。再編問題を前へ進めるのは早過ぎるのではないのでしょうか。座談会もした、アンケートもとった、現状を知ってもらい、危機感を共有してもらった、町民の意見を十分聞いたと言われるのでしょうか。再編は決まっていないと、3月議会での答弁でした。

子ども達の数が年々少なくなり、地元小学校は心情的には残してほしいが、これだけ子ど

もの数が減り、これからも増える見込みがない中では、統廃合は仕方がないのでしょうか。

体育で球技のチームが組めない、音楽の合唱ができない、社会性が育たない、切磋琢磨してこそ子どもは成長する、川南町内に一つの中学校にすることが、川南町民の声でしょうか。それぞれの子どもや学校、地域の現状を丁寧に拾い、地域の中で学校が果たしてきた、また果たしている役割を実証的にどう検証するのか。検証したのか。小学校の地域再生に果たす役割についての論議はされたのか。

小規模校は教育的効果が低いとお考えなのですか。子ども達の育ちの現状、地元に基づいた教育の取り組み状況などたくさん受け止めているとは思いますが、いかがですか。

少人数では、子ども達の豊かな学びを保障できないという教育問題だけに矮小化し、小学校の廃校が人口減と高齢化の進む地域に与える影響や、小学校の地域再生に果たす役割について、議論をしてはいかがでしょうか。少人数では、子ども達の豊かな学びを保障できないのなら、科学的な根拠を示してください。

学校規模についてですが、国は少なくとも、18人から20人程度の学級規模と、全校で100人程度の学校規模の維持を統廃合の基準としています。住民の中には、学校教育が地域の現状への不満から、学校再編による現状打開を期待する気持ちが生まれることはあり得ることです。

住民合意の尊重の立ち場は、賛成、反対で住民の間に垣根をつくることではなく、一緒に話し合い、計画が子どもにとってどうなのか、地域にとってどうなのか、今のまま学校を残す努力と工夫はするべきではないのか。再編問題は、少なくとも町民の7割、いえ、8割以上の町民の圧倒的多数の声があって進めても遅くはないと思います。

第二点は、介護問題についてです。今年は介護保険法制度から20年を経過した節目の年です。2017年改革は介護保険制度の持続可能性の確保、地域包括システムの進化、推進という2つの柱で具体化されました。持続可能性の確保では、現役並み所得者の利用料3割化、介護納付金に対する総報酬割導入に加え、法改正を要しないものとして、高額介護サービス費の負担上限額引き上げのほか、介護報酬改定による生活援助、その他給付の見直しなどが盛り込まれています。

地域包括ケアシステムの進化、推進では、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化や、新たなサービス類系としての介護医療院や共生型サービスの創設などが、実施されることになりました。

要介護認定、要支援1、2の高齢者を介護給付から外す介護予防・日常生活総合支援事業、新総合事業が2年前から市町村の判断で順次実施されてきましたが、この4月には全ての市町村で実施となりました。川南町では、昨年からはスタートしています。

要介護認定者数が前年と比べて減少しているようですが、これは介護保険卒業ですか。サービスの打ち切りはなかったのか、受給権の侵害はなかったのか、新総合事業への登録事業所は何箇所ですか。

事業所運営や包括支援センターとの連携や多忙化の現状把握はどのようにしていますか。障害者は65歳になると、利用している障害者自立支援法による福祉サービス介護を、市町村から介護保険法による介護に変更を求められます。川南町では、保険法介護申請せず、支援法介護の継続を求めても、これまでどおりでよいのか、介護保険に移行されて困った方はいませんでしたか。

第三点、学校に性別で分けない名簿の採用についてです。

男女共同参画社会づくりの目的は、性別や年齢、障害の有無にとらわれず、お互いを認め合い、あらゆる分野に参画できるとともに、自分らしく生活できる、人に優しく思いやりに満ちた社会を目指すことです。全国では、クラスの子どもの男女の性別では分けて、児童生徒の名前も、あいうえお順や、生年月日で分ける男女混合名簿を使用する小中学校は7割を超えています。一方宮崎県内では、小学校11%、中学校5%と、わずかです。

一般社会では、男女別名簿を使うことはほとんどありません。わざわざ混合名簿ということもなく、混合名簿が普通に使われています。男女別名簿だと、習慣として男子が先になるので、男子が優先、女子が後回しということが多くなります。性別によって優先順位が決まるのも好ましくありません。これは、女子を優先にしても同じことです。先生の中にも、知らず知らずのうちに、男子はこう、女子はこうと無意識のうちに分けて見る見方もすり込みます。

男女共同参画の理念を推進する環境づくりとして、混合名簿は重要な取り組みではないでしょうか。大人も子どもも一人一人の多様性を認め合う社会が求められています。男らしさ、女らしさという価値観に縛られない、その人らしさを大切にする考え方や生き方が尊重される性別で分けない名簿を、学校において採用実施をどう考えているのか伺います。

第四点、福祉問題についてです。

難聴者支援対策として、磁気ループ、ヒアリングループは磁気を発生させる電線を一定区域に輪のように張って、そこから専用の補聴器にマイクの音をワイヤレスで届ける装置です。マイクの音を直接聞くので、雑音のないきれいな音を聞くことができます。普通の補聴器は、人の多く集まる場所やホールなどでは、雑音や反射音のために聞き取りにくいのですが、この磁気ループ、ヒアリングループは効果を発揮します。

年齢とともに、聴覚が衰える老人性難聴者の方が増えていますが、積極的に社会参加をしていただくためにも、とりわけ公的施設へのヒアリングループ設置の必要性について、以前にも一般質問で取り上げましたが、その後の取り組みはどうなっているのか伺います。

あとは、質問席から伺います。よろしく願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） 内藤議員の質問に順次お答えをさせていただきますが、学校関係のことについては、後ほどまた教育長のほうにも答弁をさせていただきたいと思っております。

一番目の学校再編のことです。

議員が言われるように、地域と学校の関係、また地域にとっての学校の重要性というのは

非常に大事であるというのは、従前から申し上げているとおりでございます。基本は、やはり子どものために、子どもの将来のために、我々地域が何をできるのか、行政として何をできるかという視点で、今回もいろんな検討をさせていただいているところでございます。詳しくは、教育長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

二つ目の介護問題についてでございますが、いろんな福祉に関しては、いろんな問題があるし、内藤議員が以前からそれについての御意見をさせていただいているところでございます。

この総合事業ということで、名前が変わりましたが、川南町は今年の4月から移行しておりますし、5月から実施という形をとらせていただいております。現在、総合事業がスタートしてサービスの打ち切り、それから制限したということはありません。

また、新しい事業所に対する登録のことでございますが、幾つかということでございますが、大まかに、まず、細かい意見はまた後ほど質問いただければと思いますが、訪問事業所に関しては6カ所、通所事業所に関しては17カ所、全てもともと登録のところは指定しておりますので、登録事業者が少ないんじゃないかということはないと考えております。

また、そのほかに、地域が主体となって取り組んでおります、介護予防教室、いきいき百歳体操など、町内24カ所で実施して、介護予防にしっかりと努めて取り組んでいるところでございます。

あと、事業所運営について、包括支援センター忙しいということは、非常に包括支援センターについては、本当に忙しい。高齢者も増え、いろんなことで相談件数が増えている現状は承知しております。

こういう時にも、いろんな委託業務についても、そういう担当の方々と一緒になりながら、町も加わって、さまざまな検討をさせていただいております。そういう中で、町が指定権限を持つ地域密着型事業所については、2カ月ごとに運営会議の中に、職員も入ってさまざまな状況把握をしているところでございます。

介護保険問題についての障害者についてでございますが、今年度1名の方が65歳に達せられて、障害福祉サービスから介護保険事業に移行した方がいらっしゃいます。一部負担のほうが発生します。その件で本人には説明をして納得をさせていただいているところでございます。引き続き、やはり住民の方に、不便が生じないように、我々もできることは、精いっぱいやらさせていただきたいと考えているところでございます。

三つ目の学校における性別で分けない名簿についてということでございますが、当然これも教育長のほうに答えを答弁していただきますが、いずれにしても、大人であり、子どもであれ、一人一人の多様性を大事にするという、そういう社会は必要だと考えております。今後について、今までこうであったからということではなく、やはりそのほうがいいということについては、行政としてもいろんな形で、前向きに検討させていただきたいと考えているところでございます。

最後に磁気ループの件でございます。以前も質問いただいておりますので、そのときにも

答弁をさせていただいておりますが、現在、福祉課の窓口において、そういう難聴の方が来られた場合に、そばに寄り添ってしっかりと話を聞かせていただいておりますし、そういう団体の方から定期的に意見を聞く機会を設けるなど、今、町としてできることはやらせていただいていると考えております。

以上です。

○教育長（木村 誠君） お答えいたします。

まず、学校規模における教育的効果について検証しているのかというものがありません。

全国の大学の教育学部の附属小中学校においても、児童生徒数の違い、例えば、30人学級とか40人学級とか、その規模による学校教育効果について、実験研究、調査研究をしている学校はないというふうに思っております。

町内におきましても、それぞれの学校規模に応じてその特性を生かしていただき、小規模校は小規模校として成果を上げていただいております。しかし、2学年合せて16人以下になりますと、複式学級になります。現在、山本小学校の5年生は4人ですので、卒業するまで、来年度までは複式学級になります。複式学級解消のために、町単で臨時講師を採用しておりますが、将来、多賀小学校、山本小学校に複式学級出てくる可能性はあります。

複式学級は本来担任が1人になりますので、教室の前後で、それぞれ違う内容の学習をいたします。国語でも内容が違うわけです。ですから、担任は、授業の半分の時間しか、それぞれの学年につけないという状況になります。残りの時間は自学自習ということになるわけです。ですから、複式の学級が増える時、統廃合を考えなければいけない時期ではないのかなど、私は思っております。

それから、統廃合につきましての国の考え方ですけれども、国は学校の適正規模を12から18学級と言っておりますけれども、統廃合ありきとは言っておりません。山間地域等々、地理的な問題もありますし、いろんな条件を複合的に考えていかなければならないというふうに思っております。全国の町村教育長会におきましても、多くの要望事項がありますが、複式学級の定員数につきましても、定数を低くするよう、文科省を初め、財務省等に要望、陳情活動を行っているところです。

それから、性別で分けない名簿、いわゆる男女混合名簿につきましては、町教育委員会としましては、今後とも町校長会と連携を図りながら、児童生徒一人一人が性別や特性に関係なく、個性が尊重される人権教育、学校運営を推進してまいります。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 第一点の学校再編問題について伺います。

町長の答弁では、総体的に住民の福祉の増進、住民がどうあってほしいか、しっかり皆さんと向き合って時間をかけてやっていきたいという、前回の質問での答えもありました。今回も同じような感じだと、私は受けとめているんですが、アンケートの回答を見ますと、回収率がわからないのはおかしいと思います。

子どもさんが小学校や中学校に複数いる家庭もあり、不明と言われていますが、何枚配って何枚回収できたという回収率も大事な数字ではないでしょうか。誰がどういうふうに分ったのですか、伺います。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

アンケートの配布枚数は1,550枚で、1,038枚を回収いたしましたので、回収率は67%であります。また、配布、回収につきましては、学校、保育所、幼稚園等の御協力を得まして行いました。内藤議員のおっしゃるとおり、中学校、小学校、保育所、保育園等にまたがる世帯について、何件あるのか把握しておりませんので、母数が1,550よりは少なくなると思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 学校再編をやってほしいとの問いについても、「わからない」の回答が一番多いと思います。これでは、少ないと思います。7割、8割はないと、前には進めないと思いますが、ここで前に進めるのは早過ぎるのではないのでしょうか、いかがですか。

○教育長（木村 誠君） お答えいたします。

アンケートでの、中学校再編が必要だと思いますかの問いにつきましては、「必要だと思う」が22.8%、「必要だと思うが、まだ先でよい」が21.1%、「必要ない」が20.6%、「わからない」が33.8%であります。

一方、「中学校の1学年当たりの学級数はどのくらいが望ましいと思いますか」の質問につきましては、3学級以上が40%、2学級以上が52.1%で、複数の学級が望ましいと考える保護者の割合が9割以上であります。中学校の学級編成基準は中学1年生が35人、これは宮崎県の基準として35です。2年、3年生40人です。

住民基本台帳、平成29年5月をもとに分析しますと、国光原中学校校区の平成21年度生まれた人と、平成25年度から平成28年度までの生まれでは40人以下になります。さらに、近年は県立・私立中学校に進学する生徒もいるため、これらの年度の国光原中学校は1学年1学級となる可能性が高い状況であります。

アンケートの結果から、中学校におきましては、ある程度規模があったほうが、子どもの教育にメリットがあると考えられる保護者の割合が多く、中学校の再編を進めることになった場合は、再編を丁寧に説明し、より多くの皆様の御理解を得ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 時間をかけてじっくり進めてもよいのではありませんか。今のままの一回限りのアンケートで、今の現状を維持するための努力ということに時間をかけるべきではありませんか。いかがですか。

○教育長（木村 誠君） 今後は、提案をしておりますけれども、学校規模適正化審議会で御協議いただき、学校再編を進めるとなった場合は、学校再編案を作成し、素案を丁寧に説

明し、町民の皆様の御理解を得る必要があると考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 前回の答弁でも、地域の核の位置づけについて、自治公民館制度は学校単位の形になっているが、それは自治公民館としての区割りということで、一つの例えば自治公民館の中には、振興班であるとか、子ども会であるとか、長寿会、消防団、その中の、確かに核ではありますが、その組織の一つとして学校があるというふうに理解しておりますので、間接的には十分関係があるのは承知しておりますが、それだけが目的であるとは思っておりませんので、今回の再編の問題と自治公民館の問題というのは、切り分けて考えておりますと、町長は答弁されています。

切り分けて考えるとはどういうことなのか、ちょっと伺います。

○町長（日高 昭彦君） 今、私の答弁を読んでいただいたようでございます。

地域と学校は必ずリンクしている、密接に関係があるという思いは変わらないところでありますが、私が言ったのは、イコールではないと、その中には、いろんな要素があるので、やはり総合的に判断するには、その要素、要素、例えば学校については、子どもにこれから将来どんな人に育ててほしいかということであり、自治公民館にとっては、その中の一つの振興班であるとか、消防であるとか、地域の住民の皆様がこれからどうするかということを考えてということで、切り離すという言葉、確かに私が使ったのかもしれませんが、リンクはしていますが、イコールではないというつもりで発言したつもりでございます。

○議員（内藤 逸子君） 今後は内部検討や審議会を通じて、再編するとなった場合、再編案を作成したものをもって住民説明会を行うということですが、町民全体の意見を聞く場はもう設けないということですか。伺います。

○教育長（木村 誠君） お答えいたします。

住民説明会の対象は、町民全体を考えていますので、議員御指摘の住民の皆様の見解を聞く場となると考えています。また、学校再編案のパブリックコメントを実施する予定にしております。

以上でございます。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時00分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（内藤 逸子君） 子どもをどうやって増やしていくのか、確保するのかお尋ねしま

す。どんな方法を考えておられるのか伺います。

○町長（日高 昭彦君） 人口対策について、議員を初め、多くの方々から今回の一般質問でもいただいております。裏を返せば、それだけ大丈夫かと、頑張れよという言葉だと思って、こちらも頑張っていこうと思っております。

具体的にどんな方法でということですが、繰り返しになりますけど、現在そういう係を設置しておりますして、いろんな方法を、まあ初年目は、特に子育てを中心とした施策を展開させていただきますが、今後においては、それから産業の育成であるとか、医療費また福祉も含めて、そういう移住定住も含めた横断的な対策で今後取り組んでいきたいと。なるべく具体的な話を、議員の皆様の中に御提示をさせていただきたいと考えているところがございます。

○議員（内藤 逸子君） 地域から子どもの声が聞こえなくなったら、地域は疲弊します。子どもがいて、未来があると思います。いかがですか。伺います。

○町長（日高 昭彦君） 子どもの素晴らしさというのは、本当に未来に通じるものがありますので、議員の言われるとおり、おっしゃるとおりだと考えております。

○議員（内藤 逸子君） 人口問題をしっかり頑張らしようという前回の答弁でもありました。どのように頑張るのか具体的に示していただきたい。今も漠然としていて、具体策を答弁していただけますか。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） そうですね。具体的な話を本当にやりたいわけですが、先ほどの答弁と重なりますが、現在、職員でいろんな形を検討させていただいておりますし、また、議員の皆様にもちゃんと説明をこれからさせていただきたいと考えておりますので、具体的にはもうしばらく待っていただきたいと思います。

○議員（内藤 逸子君） 学校再編問題は結論ありきで再編が進められようとしておりますので、何か「町民の意見は聞きました。」と言われましたけど、地域での会議も夏と冬に1回ずつされて、全体で48名ですよ。それで意見を聞いたとやっぱり言えるんでしょうか。いかがですか。

○教育長（木村 誠君） 今48名と言われましたけども、夏と冬と合計しますと174名ですよ。私どもとしましては、もう少し参加者があるのかなというふうに思っていましたけども、広報の仕方等、問題があったのかもしれませんが。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 町民全体の大人の数としたら、174名というのは本当に少ない一部の意見だと私は思うので、もっとやっぱり、今度説明会もしていくと今言われますけど、やっぱり人が集まる工夫というか、そういうのをさせていただきたいと思います。

次に移ります。第二点、介護問題についてです。

新総合事業についてですが、町に移行した軽度の要介護者向けサービスは、スムーズに運営されていますか。伺います。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の御質疑にお答えしたいと思います。

先ほども町長が述べましたように、今回の総合支援、総合事業に移行した部分と言われますのが、通所サービスと訪問サービスの要支援者の部分が総合事業に移行しております。その中で、現在まで通所サービス、訪問系サービスを行っていた事業所で要支援者も受けていただく部分に関しては、全てみなし指定、これは平成27年の3月31日までに事業をされていた部分に関しては、特に申請をする必要もなく、みなし指定ができます。それと、平成27年4月1日以降に事業を開始した部分に関しては、町のほうに申請を上げて指定する形になりますが、この訪問事業所が、みなし指定が、町内・町外をあわせて4カ所と独自指定が2カ所で、訪問事業が6カ所でございます。通所事業所が、みなし指定が13カ所、独自指定が4カ所の17カ所、現在サービスを提供できる事業所については、全て指定が終わっているところでございます。この部分で、要支援者のサービスも継続的に受ける形をとっているところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） ボランティア等の担い手は確保できていますか。地域住民が支え合う仕組みづくりであるふれあいが、各地区にできて喜ばれています。町内のふれあいサロンでの様子は見に行かれましたか。担当職員は一生懸命仕事をして働いています。地域支援事業として町内全体に行き届いていますか。いかがですか。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

介護予防の地域支援事業として本町が取り組んでおりますのが、町長の答弁でもありました百歳いきいき体操というのに取り組んでおります。現在、町内で11カ所の地域でやっていただいております。それと別に、デイサービス事業所で9カ所、それからグループホームで1カ所と施設の1カ所ということで、町内の24カ所でこの取り組みをしていただいているところでございます。これに関しましては、地域のボランティアの方、サポーター養成という形で進めておりまして、第2回目のサポーター養成講座を10月に開催することとしているところでございます。

また、それとは別に、地域支援事業とは別になりますが、社会福祉協議会に委託して、町内の地域ふれあいサービスを24カ所で実施しております。これに関しましては、もう20年以上続いている事業でございますが、これも合わせた形で、介護予防に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 7段階ある要介護度のうち、軽い要支援1・2の人に向けた訪問介護と通所介護は、保険給付から外れ、総合事業として町が提供するようになりました。総合事業の運営に苦勞してはいませんか。順調な運営と言えますか。総合事業開始後、収入が減少した事業所は、訪問介護事業所で何%ありますか。通所介護事業所では何%ですか。伺います。

○福祉課長（篠原 浩君） 議員の言われました総合事業に移行して収入の減になった訪問事業所、通所事業所のパーセンテージについては、現段階では把握しておりません。ただし、言われましたように、町のほうの財政的な部分から言わせていただきますと、訪問・通所系につきましては、今までは国のほうの給付事業でやっていた関係で、打ち切りがないといったらあれですが、出ただけ国・県からの補助金が落ちてきたという形になります。総合事業に移行した場合には、事業の全体枠で制限がかかってまいります。その部分に関して、町のほうとしても持ち出しが発生する可能性があります。福祉のサイドの考え方としては、介護予防の抑制に努めて、介護の要介護度が重度化するのを少しでも遅らせたいというふうに考えて、事業に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） ヘルパーなどの障害福祉サービスを無償で利用する障害者が、65歳から介護保険制度に組み込まれ、自己負担が生じたり、利用が制限されたりする65歳問題。従来のサービス継続や介護保険で補えないサービスの上乗せについては、自治体の判断に委ねられています。川南町では、移送など介護保険制度にないサービスは、継続利用を認めているようです。

しかし、介護保険の自己負担に伴い、生活はぎりぎりです。制度は65歳で区切られていますが、その人の人生は続いていきます。障害者は、生きていくために必要な介護、福祉、健康は、無料でなくては生きていけません。介護は、人と人が営む行為です。介護を通して、要介護者と介護者が相互に人格的に響き合いながら、介護を構築していくものです。介護時間を通して相互に学び合い、高め合うことで、健康で文化的な最低限度の生活を維持するにふさわしい介護となると考えます。

高齢化が一層進む中で、介護保険の充実は、全ての高齢者、国民の願いです。65歳問題は、さきの答弁では、対象者は1人だった、説明して納得していただいたとのことですが、自己負担が発生します。そのことについて納得されたのでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 議員の質問にもありましたように、介護保険と障害者自立支援法のサービスの併合という場合になった場合に、介護保険制度が優先するという形になっております。その中で、介護系でいいますと、訪問介護、ヘルパーさんの派遣とかですね。そういう部分は介護サービスにもありますし、自立支援の障害者自立支援法の中でのサービスでもあるわけで、65歳になった時点でそのサービスを使っていれば、介護保険のほうに優先するというので、その方が1名いらっしゃいました。障害者ということで、自立支援法の中では無償だったんですが、1割負担が発生するというので、職員のほうから説明させていただいて、本人の気持ちの中には、負担が発生することに対しての幾らかの部分はあったと思いますが、介護保険制度の部分ということで御理解いただいたということでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 御理解いただいたと言われますけど、例えば、1万円利用料があったとしたら、障害者年金もらっていて、本当に窮屈なんですよ。大変なんです、1万円支出するということは。そのことはもう本当に納得していただいたのか。数が余りにも少なく、1人と言われたので、仕方がないのかなと、諦められるのかなと心配するんですが、いかがですか。

○福祉課長（篠原 浩君） 御質疑にお答えいたします。

介護保険制度は、障害のある方も、一般の65歳以上の高齢者の方も、全て1割負担というのをお願いしているところがございます。この制度を使う以上、その部分を障害者に関して1割負担を軽減するというのが、今の状況ではございませんので、例えば、実際、国民年金の低い年金の方でも1割負担はお願いしているという部分がございますので、そういう部分も同様に御理解を願っているという形でございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 障害福祉では無償とされていた低所得者のサービスの利用料も、原則1割負担になります。介護保険制度では、障害者の実情や要望に見合ったサービスを提供できず、その人権は守れません。厚生労働省は一律に介護保険を優先しないこと。介護保険で十分なサービスが受けられない場合は、それに上乗せして障害福祉サービスを受けられるように、適切な運用をするとの通知を出しています。温かな本当に困っている方への援助を求めまして、次に移ります。

三点目。学校に性別で分けない名簿の採用についてです。

宮崎県内では、小学校では236校中25校、中学校では131校中6校が実施しています。これは他県と比べて、とても少ない状況です。実施校の現場からは、「子どもを男女といった性別ではなく、一人の人として見るようになった」「名簿以外にも男女で分けてきたことに気づき、性別にこだわらず、混ぜる動きが出てきた」ということが聞かれました。いかがですか。

○教育長（木村 誠君） お答えいたします。

学校で使用する名簿につきましては、それぞれの学校が、児童生徒の実態や、その目的に応じて作成し使用しております。町教育委員会としましては、性別で分けない名簿につきまして、保護者等からの意見、要望は上がってきておりませんので、現在のところ、特に学校に対して要請などは行っておりません。

県教育委員会の管理職研修では、性別で分けない名簿、いわゆる男女混合名簿を使用することが、男女平等の意識を高めることにつながるという考え方が紹介されており、このような考え方については十分理解しております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 混合名簿の導入は、男女共同参画社会の実現という社会的要請に応える方策とは考えられませんか。いかがですか。

○教育長（木村 誠君） 男女混合名簿につきましては、男女平等の意識を高め、男女共同参画の考え方を推進していくための手立ての一つであると認識しております。また、昨今話題になっております性的マイノリティーの児童生徒に配慮する手立ての一つでもあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 混合名簿の導入は、各学校の判断に委ねますか。教職員の名簿はどうなっていますか。また、役場職員の名簿はいかがですか。

○教育長（木村 誠君） 学校で使用する名簿につきましては、全ての名簿が男女混合名簿であると、男女別で行われます健康診断、あるいは体育の授業などで使用をする場合、かえって煩雑になるという、まあ両方つくらないかんという指摘も伺っております。

また、現在の子ども達の名前からしまして、混合名簿になると、それも狙いの一つであるかもしれませんが、まさにもう男女の区別がつかないと。名簿を見ただけではですね。そういう指摘も伺っております。今後とも町校長会と連携を図りながら、導入につきましては考えていきたいと思っております。教職員の名簿は、採用順になっているというふうに思っております。採用順、年度別にですね。

以上です。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

役場職員の名簿ということでございますが、現在存在します名簿につきましては、組織表と合わせて共済の名簿がございますが、これにつきましては採用順という番号になっていますので、混合の状況であるということ。その2つが存在します。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 教職員に対して性別で分けることに伴う課題や、男女共同参画に関する研修、啓発の充実を図る必要があると思うが、さっきはどちらも採用順と言われたので、もうそれが一番よいとお考えですか。まだまだ男女共同参画に関する研修、啓発の充実を図る必要があると思いますが、どのように今後されますか。

○教育長（木村 誠君） 男女共同参画社会の実現を目指すには、その基盤として、人権尊重の精神の醸成が重要であると考えております。町教育委員会では、教育大綱、教育振興基本計画の中の施策目標に生きる基盤を育む教育の推進の中に、人権が尊重される社会を目指す教育の推進を位置づけ、人権教育に取り組んでおります。その取り組みの中で、教職員に対しましては、人権意識の高揚を図るため、人権擁護委員との連携や参加体験型学習——ワークショップですね、の活用など、各学校での研修の充実をお願いしているところです。また、県男女共同参画センターや県教育研修センター等が実施しております研修会への積極的な参加を促すとともに、その成果を各学校での研修に活用していただいております。

教職員の名簿といいますか、それぞれ提出をする、例えば、人事とかいろんなところで、年度別でいくところもあるし、これはもう男女混合でいきますね。あるいは、もう年度別だ

けでも、やっぱり男女で分けているという、いろんな形で使い分けている状況はあると思います。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 町内の全ての学校で、性別で分けない名簿が採用されることを求めまして、次に移ります。

四点目。福祉問題についてです。

磁気ループ、ヒアリングループの仕組みは、聞こえの悪い方にとって、微弱な磁界を公共施設で利用する補聴システムです。県議会や宮崎市でも取り組まれて、議会傍聴で利用されています。川南町でも取り組むことはできませんか。伺います。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

磁気ループに関する部分に関して、本町で福祉課のほうに聴覚障害者のほうから要望については、現在のところまで聞いていない状況なんです。この部分に関しては、いろいろ調べたところによると、補聴器の種類によっては、対応していない補聴器もあるということでございますので、その磁気ループの効果も限定的なのかなというふうには考えているところでございます。

本町では、川南町の障害者自立支援協議会というのを設けておりまして、その中に各種団体の代表の方も行っており、要望を聞く機会がございます。今年度より協議会内に公聴部会というのができまして、各種団体その部分の要望等を町へ集約してもらおう形としておりますので、そういう部分の中で、障害者施策の中で対応できる部分を検討していきたいというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 持ち運びのできる磁気ループ、ヒヤリングループが非常に効果があります。ですから、役場の中でこれを常設していただきたいというのが今回の質問です。いかがですか。

○福祉課長（篠原 浩君） その部分に関しても、事業、まあいろんなループの形態がある中で、そういうポータブルタイプというのがあるのも調査してわかっておりますが、この部分に関しても、現在の窓口などの職員対応とかそういう部分を考えた場合に、以前も申ししておりますが、高齢者とか聴覚障害者の場合は、近くに座って対応したり、別室で対応したりという部分もっておりますので、今のところそういう形で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 10人に1人が高齢難聴者と言われております。聞こえの衰えは、人との会話がうまくいかず、コミュニケーション不足を生み出します。高齢人口が増える中で、難聴者支援は必要な対策と思います。お隣の高鍋町では、8月から手話通訳者の配置がなされるとの報道もありました。障害者に対する窓口業務の改善など、障害者、障害のある人に

優しいまちづくりに努めていただきたいと思いますですが、いかがですか。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の言われた部分に関しては、福祉担当部署としても十分理解できるところでございます。いろんな団体からいろんな情報を吸い上げて、どの部分に効果的に施策を対応するかという部分を、いろんな意見を集約した上で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） この磁気ループは、劇場や映画館、駅や空港、病院や行政機関などの窓口、バスや電車の中、家庭のテレビなど、さまざまな場所で多様な活用ができます。生活を豊かにするためにも、もっと普及、啓発が図られるよう努めていただきたいと思います。

福祉問題についての質問ですが、小さいことですが、元気なときには余り気にもしなかったのですが、最近、私自身も目の衰えや耳の聞こえが心配になってきました。例えば、印鑑証明書をもらうのに申請書を窓口で書きますが、名前や住所を書く欄が小さいので、もっと広い欄にはならないのか、大きい用紙にはならないのか、使う人は少ないかもしれませんが、工夫・配慮ができないか検討をお願いします。いかがですか。

○町民健康課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質問にお答えをいたします。

印鑑証明書等の交付申請書の記載欄を広くし、書きやすくできないかという御質問ですが、御指摘のとおり、現行の申請書はA5サイズで小さいものであります。いろいろと調べてみますと、A4サイズの自治体もあるようですので、今後検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 優しいまちづくりというか、いつも町長は、町民の声を聞いて何でも進めていきたいと言われますよね。その点で、やっぱり弱者というのは、なかなか声を上げにくいんです。だから、そのことも酌んでいただいて、努力していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

これで終わります。

○議長（川上 昇君） 次に、福岡仲次君に発言を許します。

○議員（福岡 仲次君） 通告に従い質問いたします。

まず初めに、畑かん水利用についてお伺いします。

6月の議会において、畜産用水利用には県営事業を使い、2分の1の補助が決定しましたが、畑かん事業が終了した畑かん利用者については全額負担なのか。今後、水利用を推進するにはどうしていくつもりなのか。また、給水栓を開いていない圃場には利用を推進しないのか。渇水時に不適切な水利用をする人がいるが、どう取り締まるのかお尋ねします。

次に、空き家対策について調査が行われたと思いますが、その後の結果についてお伺いします。そのランクづけはどうなっているのか、今後の空き家の取り組みはどうしていくのか、お伺いいたします。

最後に、自殺対策について。地方自治体に義務づけられている自殺対策基本法に示された対策をとっているのか。また、今ではうつ病で悩まれる人や、いじめによる悩みを抱えている子ども達の対策はどうなのか。昨年の県全体の自殺者数は205名と、交通事故死亡者の約5倍と多くの方々の命が失われています。川南町はどのように取り組みがされているのか。また、大きな意味でのこういう弱者といいますか、そういう人を救う道があるのではなからうかと思いますが、いかがですか。

また、有名になっております西別府大橋の防御策は考えていないのか。あそこで亡くなられた方の精神状態はもとより、家族の方、近隣住民の方、心痛を思うと本当に残念です。町として今までなぜ放置してきたのか。今後、町として積極的な対策をしてもらいたいと思います。

以上を申し上げ、後は質問席からお伺いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの福岡議員の御質問について、お答えをいたします。

まず、畑かんの水に関してでございますが、畑かんの県営事業につきましては、受益地を12区分しております。現在、それぞれ事業期間を定めて進めているところでございます。要するに、その期間内にいろいろ補助事業がございますので、その期間内に申請いただいて、現在は進めていただいているところでございます。全てまた完了したときには、それなりにまたかんがい検討する必要があるかもしれませんが、現在のところは、そういう状況でございます。

二つ目の畑かんの水の利用を推進するにはどうすればいいかということでございます。当然一番いいのは、使っていただくというのが一番いいんですが、現在は終了したところがありますので、徐々に実際使っていただいて、それを見て、ああ、じゃあ、これも新しく導入しようかなということが増えているかと思えますし、そういう補助事業を使っていただいて、また実演等もやっております。

畑かんについては、過去にいろんな経緯があって、厳しい状況のときもありましたけど、現在については、非常に水を使う農業に対して理解が広がっている。ただ、我々行政としては、まだまだ努力の余地はあると考えておりますので、これからも一層頑張っていきたいと思っております。

三番目に、不適切な水の利用をする、つまり、畑かんに申し込んでいないけど、お水をいただくということだと理解しますが、心情は理解しますが、やはりこれは補助事業でございます。ルールにのっとった事業をしておりますので、そこらはしっかりと土地改良区の皆様と一緒にあって、公平性は保ちながら、失礼な言い方ですけど、やっぱりそういう現場はちゃんと巡回をして、皆さんに周知していくべきものだと理解をいたしております。

次に、空き家対策についてでございます。

調査をやりまして、4つの段階でランクづけをいたしました。まず、一番最初が、一番いいのが、建物に目立った損傷はないが、空き家の状態となっており、今後の利活用が認めら

れるものをAランク。Bは、多少破損が認められるが、一部修繕すれば活用できるだろうと。Cは、非常に著しく破損しており、倒壊の恐れがあると。Dに関しては、Cのうち隣近所もしくは道路、そういうふうにもう影響が出そうであると、一番危ない状態であります。そういうランクづけの中で、Aが274件、Bが85件、Cが38件、Dが34件ということになっております。

今後については、国も本当に空き家対策については、そういう危険性の問題、環境に対する配慮、逆にプラス面としては、もう少し積極的に利用したほうがいいんじゃないかということで、国のほうも、この空き家対策に向けては行政機関と一緒に、新しい方向が示されるよう検討されているようでございますので、我が町としても一緒に、今後の方向を決めていきたいと考えております。

自殺対策についてでございますが、当然社会がいろんな行動、多様化している現状ではございますが、やはり自殺というものが非常に悲しい状態でありまして、我々行政ができることは何なのかということで、いろんな健康面、それから、地域とのつながりの中で取り組んでいきたいと考えております。

最近は、「自殺」という言葉から「自死」という言葉に変わったようにも聞いておりますし、いずれにしても、やはりそういうことにならないように、事前に早めにサインを我々もキャッチできるんじゃないかなど。できることは本当にやっていく必要があると思います。それに関して、西の別府の大橋のことも言われております。私の知る限り、ここ5年間で2の方がそういうお亡くなりになったと記憶をしておりますし、現在については、看板等で啓発をさせていただいておりますが、全長も非常に長い橋でございます。高さもあるし、フェンスに関して、早急に対応というのはまだまだ困難かもしれませんが、いろんな形で対策をとる必要があると考えております。

○議員（福岡 仲次君） 今、順を追って今度質問をしていきたいと思いますが、今、畑かんの関係で、実は、畑かんを推進していくときには、町の職員を使って推進をしたんですが、この水の濁水、乾いたとき、このときにやっぱり盗水も多いんですけれども、このときにもっと推進をすべきじゃなからうか。何のために水を利用するように畑かんを設置したのかです。この辺ももう一回検討していただきたいと思いますが、町長、どうですか。

○町長（日高 昭彦君） 畑かんをつくった以上、やはり利用していただくことが一番の我々の狙いでありまして、それが農業に役立つんだと信じております。今言われるように、水が足りないこういうときにしっかりとPRしろというのは、まさにそのとおりだと思います。

○議員（福岡 仲次君） 我々は水を使って、私自身も仕事をしていますから大変ありがたいんですが、この辺の意見を、もっともっとよい効果を町民から吸い上げて、やっぱり推進して、本当のあそこのダムを、300億円もかけて造ったダムの水を、本当に町民全体で利用した中で農業を活性化していく。これが本当の水利用じゃなからうかと思うんですよね。い

ろんな形での水利用もありますけれども、まずは、畑かん事業については、川南町に2つのダムを設けて、わざわざ造った意味はそこにあるんじゃないかならうかと思いますが。

一番残念なことは、さっき言いました渇水時に、土地改良区の役員の方みずから不適切な水の使い方をしている。この実情がある。これは、その方がそのことをわきまえてやっているのかどうなのか。その辺の認識があるのかないのか。そこ辺もやっぱり担当課としては、土地改良区に指導していくべきじゃないかならうかと思いますが、いかがでしょう。

○農地課長（新倉 好雄君） 福岡議員の御質問にお答えいたします。

畑かんの水利用の適正化についてどういった取り組みをしているかという御質問だと思いますが、水利用の適正化につきましては、土地改良区通信や畑かんだよりを通じて、適正な水の使い方について理解を求めているところでございますが、ただいま御質問のありましたように、使用方法について適正ではない事案等が発生した場合には、土地改良区とともに指導を行うようにしております。また、適正水利用の啓発につきましても、同じく広報紙を通じて周知を図りたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議員（福岡 仲次君） ちょっと遅れたんですが、今の畑かんの全体の開栓率はどのくらいになっているかお伺いしたいと思います。

○農地課長（新倉 好雄君） 福岡議員の御質問にお答えいたします。

現在、尾鈴地区土地改良事業の県営事業につきましては、開栓率につきましては46%でございます。開栓率は46%でございます。

以上でございます。

○議員（福岡 仲次君） 先に聞くべきだったんですが、開栓率46%というのは、まだまだ今使っている人の負担が多いと思うんですね。受益者負担ということになっておりますので、川南町としても開栓のときには4,100円の負担を強いられているわけですけども、その辺も考えて、もっと開栓率を上げるべきだと思いますので、さっきの質問と異なりますが、よろしくお願いをしたいと思います。

次に移ります。

空き家関係で、Aランクが274件とおっしゃられましたが、この中で地域別には分けていないのか、よろしくお願ひします。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

地域別と申しますと、自治公民館ごとではデータは上がっております。これは細かくAランクの分だけでよろしいですか。中央地区が67件、川南西地区が50件、山本が18、東が40、通山が52、多賀が47の274件です。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） これもほかの議員との、同僚議員とダブるかもしれませんが、人口問題と絡めた中で、このAランクのところに移住したい、そういう人が出てきた場合に、

即対応ができるのかどうか、お願いします。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

Aランクの空き家が274件ということで、現在、川南町では、空き住宅情報バンク要綱というものをつくりまして、積極的に取り組んでいるところでございます。しかし、商品価値の高い物件、まあ業界用語でいうところの優良物件というのかもしれませんが、そういうものについては、もう民間が対応されておるとというのが現状でございまして、自治体で取り扱う物件というのは、いわゆる商品価値が非常に低い状況でございまして、そういったものというのは、どういった問題を抱えているのかということ、所有者からの情報提供の協力が得られないであるとか、土地・建物の債権問題、相続の関係等でなかなか情報を提供していただくものに至っていないのが現状でございまして。しかしながら、持ち家取得助成事業の中にも、民間で取り扱っている中古物件についても対象としておりますので、民間とも協力しながら空き家の解消、定住移住につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） さっきAランクの各校区ごとの割合がわかったんですが、実を言いますと、もうちょっと分けてほしいなと思うのが、農家にはどのくらいあるのか、町にはどのくらいあるのか、浜にはどのくらいあるのか、そういう分け方をしていく中で、もっと利用客を推進することができるんじゃないか。特に農業の町で、農家は畑が、田畑が余ろうとしています。そんな中で永住をされる方もおりますが、その辺も含めた中で人口増に繋げていくという、こういう考え方もできるんじゃないかと思いますが、町長、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） まさに御指摘のとおりだと思います。御提案だということで承りたいと思います。まちづくり課長が答えましたが、この空き家対策は本当に大きな問題、逆に言えば、可能性もかなり持っていると思いますので、今後も共に検討していきたいと思っております。

○議員（福岡 仲次君） 差し迫った中ではないかと思いますが、台風18号が接近していますけれども、Dランクの廃屋について、どのような形で取り組まれているかお伺いしたいと思います。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 福岡議員の御質問にお答えいたします。

Dランクの倒壊ということでございますが、昨年の例から申し上げますと、昨年、3件ほど町民の方から苦情がありまして、危険だということで苦情がありまして、それで、うちのほうから特定空き家に該当するかどうかを調査しまして、3件とも危険であるということで該当したので、3件の方に対して通知書を送ったところでございます、昨年。

それから、空き家対策特別法に基づきまして指導をしております。その後、対応できないところにつきましては、勧告書とかそういったのを通知しまして、結果、1件の方が自ら解体されました。それから、もう一件の方が、この方は県外に居住されているという関係がございまして、代行で町のほうで一部撤去を実施したところでございます。費用につきまし

ては本人に請求をしております、代行で撤去する場合は本人の同意が必要となるんですが、3件目の方につきましては同意取得できずに、そのまま放置された状態になりました。それで、緊急的に安全対策措置法に基づきまして、うちのほうで一部を簡易的に工事をしたという経緯がございます。

今後につきましても、そういったことで苦情等情報がありましたら、早急に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） 今、Dランクについていろいろありましたが、地権者が不明なところがあるんですか。お伺いしたいと思います。地権者がいない。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問は、地権者が不明な場所があるかどうかという御質問ですかね。ただいまの御質問ですが、詳細な資料については、今どこまで不明かというのは、ちょっとわかりません。すいません。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） 私が心配しているのは、地権者がいなくて、廃屋でもうどうしようもない、壊れたときに、次の住居に飛んでいったり、畑に散乱したり、田んぼに散乱したり、このようなときに誰が責任を持つのか。その辺の心配を一番するんですよ。その辺は、町としては対応できないのか、よろしくお願いします。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 御質問に再度お答えいたします。

持ち主がわからない住居の状態が悪いということでございますが、現在は、税務課とタイアップしながら、持ち主を探して対応をしているというところでございます。それで、今年も1件、通学路の脇にある家屋がちょっと危ないということがありましたので、そういった情報を得て、持ち主に連絡をして、早急な簡易的な対応をとらせていただいたということがありました。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） だから、僕の言っているのは、地権者がわからない、不明な方のそういうところをどうするのかというのを、町としてどうするのかを聞きたいと。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 再度御質問にお答えいたします。

現時点ではそういうところはないんですが、もし仮にあったとした場合は、やはり特別措置法に基づきまして、緊急的な措置をとらなくてはいけないんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） 町長にお伺いしたいと思います。この34%のDクラスの中で、本当に今言った廃屋で、もう飛ばされるようなところ、地権者のいないところ、やっぱりお金が絡むことですから、町長としてもなかなか決断がつかないと思いますけれども、危ないところはやっぱり撤去していかなくちゃ、住民に被害が及んではいけないんじゃないかなと思う

んですが、町長、そのお考えはどうですか。

○町長（日高 昭彦君） 行政の仕事は、住民の福祉の向上ということが大前提でございます。実は、この空き家対策については、全国的に非常に問題になっております。特に都市部においては、周りと密集しておりますから、まあ川南においては、本当に地権者がわからないという事例はほとんどないんですが、都会ではもう目の前に来ておりますので、自治体も国もとりにあえず動き出したところがございます。結論は、やはり町として、周りの住民の安全というのは確保すべきことだと考えております。

○議員（福岡 仲次君） ぜひすぐ取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、さっき言いました農家とか町場とか浜とかそういう区分けを、細かく区分けをしていただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょうかね。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

平成27年度に実施しました調査の結果については、その所在地ははっきりわかっておりますので、御指摘のような区分も可能かと思ひます。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） その区分がわかれば、我々にも示していただきたいなど。と申しますのは、さっき言いましたとおり、移住者にもやっぱり提供できるとか、提供して我々もやっていきたいと思ひますので、ぜひお願ひをしたいと思います。

次に移りますが、自殺問題なんですが、これは大変な問題だろうと思ひます。本人もさることながら、やっぱり家族なり、そういう方が悩まれているのはもう事実であります。私も自分の友達が自分の命を絶ったという悲しみに、やっぱり耐えられない気持ちがありました。そういうことを思ひますと、この自殺に対する取り組みは、子ども達が今、夏休みが終わって子ども達が、そういう思いがある子が出てきているというのもあると思ひますが、教育長、その辺の指導は、学校としてはどうしているのかをお願ひします。

○教育長（木村 誠君） 報道されておりますので、宮崎市で去年3件あったということでありまして、その1件がいじめが関連しているんじゃないかということで、今、第三者委員会の調査、市議会でも教育長の報告があったようでありまして、大津市の例のいじめによる自死を受けて教育委員会制度も大きく変わりました。いじめ防止基本法ができて、また昨年、国のほうが見直しをいたしました。その国を見直しを受けて、県が8月に見直しを行っております。市町村におりてきているんですが、また今度は市町村が見直しをして、各学校におろすという形になっているんですけども、強調されているのが、要するに、全職員が動こうと、一人一人が抱え込まないということを強く言っております。要するに、情報の共有をしようということでありまして。

学校としましては、月1回いじめ・不登校対策委員会、まあハートフル委員会とかいう名前をつけてはありますが、そういう形でやっておりますし、児童生徒に対するアンケートとも

とっております。ちょっとここが、回収の仕方が問題があるんじゃないかということもあります、これの改善は図っていききたいというふうに思っているんですけども、そういうことで、私がいつも言っているのは、もうとにかく同じものを見ても、見えないということじゃないかと。見える目を養ってほしいということをやっているんですけど、そういうことで、対岸の火事というふうに捉えるんじゃないくて、一人一人がやっぱり児童生徒をしっかりと見つけて、対応をしていくという形を今お願いをしているところであります。また町の基本方針を早めに見直しを済ませて、各学校におろして、各学校は来年度中になるんでしょうか。新しい基本方針に基づいて、それぞれ動いていくという形をとりたいと思います。

以上でございます。

○議員（福岡 仲次君） ぜひ包み隠しのない形で指導をお願いしたいと思っております、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、西の別府大橋の件につきまして、看板を上げられたということですが、最近ですか。

○町長（日高 昭彦君） 大変申し訳ありません。今確認しました。まだ上げていないそうです。検討でした。訂正をいたします。申し訳ありません。

○議員（福岡 仲次君） いや、たしか僕が確かめたときは、なかったかなと思って。本当にあそこの橋で亡くなられた方が、僕の知っている限りで10名ぐらいもういらっしゃるんですよ。川南町内だけじゃなくて、町外からも来て亡くなられている方がいらっしゃいます。そういうことを思うと、やっぱりあそこに、まあさっき言われた看板を立てるということも一つの方法だと思いますし、また隠しカメラ、監視カメラなり、明かりをつけてやるとかですね。そういういろんな方法がある。特に一番いいのは、柵を設けてするのがいいんでしょうけど、これが莫大な費用がかかると思います。これも県の方ともいろいろお話をしているんですけども、県と対応をしながら、やっぱりさっき言った、橋は川南町の町道であっても、あそこに来られてそういうことをされる方は町外の方もいるんだということで、県との連携をうまくとりながらやっていきたいなと思っています。それで、県には、今年の3月に出了た、こういう宮崎県自殺対策行動計画という計画書が出ているようでありますし、この中にもいろんなことがうたわれております。特に、「誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指して」という形で出しておられますので、ひとつ川南町も県と一体となった形でやっぱり取り組んでいただきたいと思いますと思っております、町長、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） まさにそのとおりだと思います。自らそういう道を選ぶというのが本当に辛いことでありますし、議員が言われるように、本人はもとよりですけど、家族またはそういう現場というか、地域にとっても辛いことだと思っております。予算が伴うとはいえ、我々もできることは、例えば、光の色を変える、ブルーにすると違うんだとか、そんな意見も聞いたりします。可能性がある限り、本当にいろんな方と連携しながら、特に県とはしっかり連携しながらやっていきたいと考えております。

○議員（福岡 仲次君） さっき言いましたとおり、やっぱり傷の痛みじゃない、心の痛み

なんですよね。この辺はやっぱり徹底してやっていただいて、その方だけじゃなくて家族、その関係を守るというのが大前提だと思いますんで、ひとつ今後ともいろんな形で、そういう基本計画に基づいた対応の仕方をお願いしたいと思います。

以上をもって終わります。ありがとうございました。

○議長（川上 昇君） 以上で一般質問を終わります。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時11分休憩

.....
午前11時21分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第2、議案第38号川南町学校規模適正化審議会設置条例を定めるについてを議題とします。質疑はありませんか。

○議員（蓑原 敏朗君） 議案第38号について、お尋ねをいたします。

町長は提案理由では、いろいろ述べられておりますけど、結局、子ども達によりよい教育環境を提供するためには、中学校を1校に再編することがよいのではないかとの考えに至りました。学校規模適正化審議会につきましては、この件について審議、御検討いただきたいと考えておりますという御提案です。このことというのは、中学校を1校にすることだと思いますが。議案第38号の審議会設置条例の設置、第1条が一番大事なことがくるわけですけど、その中では、小学校及び中学校となっているわけですけど、これは提案理由との齟齬は、どちらが正しいのでしょうか。

町長の提案だったと思うんですけど、町長にお尋ねしたいと思うんですけど。

○議長（川上 昇君） 町長、答えられませんか。

○町長（日高 昭彦君） 提案理由にも書かせていただいておりますが、今回については、まず審議会を設置するというところでございます。中身については、中学校のほうを検討していただきたいと考えております。

○議員（蓑原 敏朗君） ということは、小学校のことは審議しないということで、この提案された条例は、若干おかしいということなんですか。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。今、町長がお答えしたとおり、まず中学校について御審議、検討いただきたいということで、提案を申し上げておりますが、今後の人口、特に子どもの人口の予測を見ますと、小学校についても将来検討する可能性があるということで、条例につきましては、小学校、中学校という両方を書かせていただいております。

以上です。

○議員（菘原 敏朗君） 先ほど教育長の内藤議員に対する、同僚議員に対する一般質問でも、学校適正化については、具体的に山本小学校、多賀小学校の複式学級の問題を取り上げられて、今の時期が将来的にちょっと複式になる不安があるよと、今が適正化を、小学校のことをやる大切な時期なんですよとおっしゃいましたけど、今の課長の答弁も若干矛盾するなと思うわけです。

これは私の考えですから。それと、第3条の第2項に委員が4つ上げてありますけど、学識経験者、学校関係者、PTA関係者、前3号に掲げる者のほか、委員会が——委員会と言うのは教育委員会のことだそうですけど——が特に必要と認めるものとなっておりますけど、具体的にこの例示されているものが具体的にあれば、お教えいただきたいと思います。

○教育課長（大塚 祥一君） 第3条第2項の第1号、学識経験者につきましては、教育関係の学識のある方と考えております。2番の学校関係者につきましては、教員、校長先生などを考えております。3号のPTA関係者につきましては、文字どおりPTA、保護者の方を考えております。4号につきましては、広く書いておりますが、例えば地域の代表の方などを考えております。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第38号、川南町学校規模適正化審議会設置条例を定めるについて、二点ほど伺いますが、一点目、教育委員会の諮問に関する条例であり、当然に教育委員長が本会議に出席し、質疑に対応し、責任の所在を明確にすべきなのに、諮問させる側が、双方が責任を転嫁し合い、責任の所在が明確になっていませんが、なぜ教育委員長が出席させないのか。

町長の今までの教育委員任命推薦の提案理由説明の文言で判断すると、教育委員会は人格、識見ともに優れた人物の集団であり、この条例にある案件を諮問するにうってつけの集団であり、条例第2条で、審議会は教育委員会の諮問に応じて次に上げる事項について審議し、その結果を答申する。1項、学校の規模の適正化に関する事項、2項その他必要な事項とあるが、町は中学校を再編し、1校にする考えに至っており、審議会を設置する必要はないが、住民のアンケート調査結果をもとに、町職員が政策立案し、学校の規模適正化を図られるがいいだけであります。二重構造の機構組織をつくり、町長の専門事項、責任も、教育委員会と審議会に転嫁するものであり、その責任転嫁の姿勢が将来にわたって、健全な社会生活を営む上で必要な人間形成を行う教育費をわずかに削るために、町は学校再編に奔走し、良好な学校教育提供を放棄した結果が、今、国光原中学校でいじめが起きている結果にならないのか。

この国光原中学校のいじめについては、私が知る範囲で、いじめにより2名の不登校生徒がいます。1人の生徒は精神的ストレスを受け、処方薬を服薬し、完全な不登校状態に陥っています。これが良好な教育環境を提供すると唱える教育委員会や町の姿勢でありますか。

そして被害者をフロンティアルームに隔離し、いじめ問題を隠蔽しようとしています。もう一名の生徒は診断書を、病名、適応障害、上記の者は上記病名で自分のクラスの中に入ることに對しての不安感、恐怖感が強く、登校が困難な状態です。気分の晴れなさ、睡眠リズムの乱れも認めています。特定のクラスメイトに対しての拒否感が強く、これまでその方から受けてきた言動が心の傷、トラウマになっていると思われまゝ。その方と同じクラスでの適応は困難であり、今後の登校は難しいと判断します。

○議長（川上 昇君） 質問の内容の整理をお願いします。

○議員（児玉 助壽君） 教育環境の何を言っとるじゃろ、これは。これが教育環境じゃがね。断っとるがね、教育環境。

こういう教育環境の中で、学校再編をするといいますが、町長、教育長、あなた達の子や孫が、こういう診断書をももらった時どういふ対応をしますか。

○教育長（木村 誠君） 今、国光原中学校の現状につきまして、校長を初め、いろいろ尽力をして、いい方向に向かっていると報告を受けてはおります。

いろいろな意味でかけ違いというか、先ほども言いましたけども、担任が1人で抱え込むとか、教頭、校長まで話がいつてないとか、そういうこともあつてる。私が報告を受けた状況では、考えております。

ですから前から申しておりますが、教育環境といったときに、100人に、例えば3年学年で100人になったとき、多分に、技能教科は1人も入らないと思います。技術家庭、美術、音楽、そういう状況が出てくると思います。ですから、両方合わせても300人という状況が将来的に出てくるわけです。ですからこれ二、三年後じゃないんですよ、5年、10年を考えた時に……。（「違うよ、俺が聞いとるとは、あんたの子や孫の立場になったときの立場を聞きよつとですが。」と発言する者あり）

○議長（川上 昇君） 答弁続けてください。（「どうやって対応すつとか、聞きよつとやがね。」と発言する者あり）

○議長（川上 昇君） 答弁中です。静かにしてください。（「俺の質問と違うがよ。」と発言する者あり）

○教育長（木村 誠君） 教育環境ということで聞かれているから、今答えているわけですよ。どうなるかということですよ。

個人的なことになろうから、私も私の息子が1人おりますけれども、ここまで言うといかんですね、ここの場で。もちろんそれは、私の子どもや孫がそういう状況に陥ったら、それはもう、やっぱり心配でありますし、やっぱり子どものことを優先して考えると思います。そこまでしか言えません。私も個人的なことをいっぱい抱えておりますけれど、この場ではそこまでしか言えません。

以上です。（「町長は。」と言う者あり）

○町長（日高 昭彦君） 現在は、議案第38号の学校規模適正化審議会設置条例を求めるに

についての提案でございます。個人的な答弁は控えさせていただきます。(「良好な教育環境を保つには、どんげするかちゅう聞いとっちゃ、自分の親の立場じゃったら、なんじゃったら。答えて。」と発言する者あり)

○議長(川上 昇君) 児玉議員の質問は、この第2条の……。 (「良好な教育環境を提供するために、これいじめ問題はどうか解決するか、自分が親の立場に立って答えてくれて言ってる。いじめられてる親の立場になって答えてくれと言ってる。良好な教育環境を掲げとるじゃねえね、あんたら。政策方針に載とるが。」と発言する者あり)

○議長(川上 昇君) ちょっと整理します。児玉議員の今、質問は……。 (「議長。」という者あり)

○議長(川上 昇君) ちょっと黙ってください。児玉議員の質問は……。 (「議長。」という者あり)

○議長(川上 昇君) ちょっと黙りなさい。(「言いよるじゃろが。」と叫ぶ者あり)

○議長(川上 昇君) 黙りなさい。私がちょっと整理します。この設置条例の第2条(1)と(2)とありまして、その他必要な事項ということで、その部分について、教育環境ということで質問されているわけですね。(「それ説明になるわ、それ。」と発言する者あり)

○議長(川上 昇君) その他必要な事項を審議するということも含めての質問ということで、よろしいんでしょう。(「はい。」という者あり)

○議長(川上 昇君) そういうことですね。町長、その部分について。(「親の立場になって、どうするか聞いとるちゃがね。」と発言する者あり)

○町長(日高 昭彦君) 教育については、親の立場、市議の立場、いろんなことがあって、非常に大切な問題であると思います。個人的な見解は差し控えさせていただきます。

○議員(児玉 助壽君) 何でかんでん責任転嫁しよるがよ。町長。教育環境を良好にするとうたっとったらよ、ちゃんとこの学校再編の問題で、学校規模の適正化でも、親の立場に立って、考えならんとでしよう。何を逃げよっとですか。

教育長、多分電話に出たのはあんたじゃったと思うが、教育長は国中の出身者じゃと思うが、今いじめられてる子がこの劣悪な教育環境の中で、フロンティアルームに隔離することで、いじめと不登校の解決策と言っていました。町長。この無責任な、困難な問題から逃げて、加害者を野放しにし、思いやりのない子を育て、第3、第4の被害者を生み出すことが、町のこの学校再編とか規模の適正化をする目的なのですか。

いいですか、学校教育とは、勉強だけではなく、社会に出て、いろんな困難に立ち向かい、我が身を守ることや人に思いやりのある、そういう人間形成を教育する場じゃないですか。町長、あなたのようにそう逃げとったら、この子たちは生涯、逃げることしかできんとですよ。困難に立ち向かえんとですよ。

○議長（川上 昇君） 質疑の内容を整理してください。質問。

○議員（児玉 助壽君） そんなから、こういうのを設置する前に、こういう重大な問題があるのに、いじめ問題については一昨年、唐瀬原中学校も発生し、解決できず、保護者が県の教育委員会に報告し、県の指導を受け、解決したばかりであり、全国的にいじめによる自殺問題がテレビ・新聞等で報道され、世間をにぎわしている昨今であることを含めて、学校管理者、教育長を初め、担当課は危機感を持ち、教職員と学校関係者と意思の疎通を図り、いじめを防止し、いじめによりひきこもり、不登校、自殺等、最悪の事態を回避しなかった結果が、この国光原中のいじめの問題ですよ。これが今の国中の教育環境なんですよ。

この今、フロンティアルームに隔離されている生徒は、加害者の保護者に相談したり、校長や担任に数え切れないほどその解決を求めてきたあげく、教職員には保護者はクレーマー扱いにされ、生徒は死にたいなどと言い、行方不明になり、警察に捜索願いを出し、小丸川の河川敷で無事発見され、今日に至っておるわけですが。その加害者、被害者、双方も被害者になつとるわけですよ、今の状況は。カウンセラーが必要ならその人たちを呼んで、カウンセリングを受けさせて、それをなくすような努力もしとらんじゃないですか。

これは1年前からある問題ですよ。わずかな教育費を削るために、学校の適正規模とか何とか叫んどりますが。この今、思春期を迎えて、中学2年生の2学期を迎えております。進路志望校、それを決める時期になつとるわけです。それなのに学校に行けず、学力は低下し、楽しいはずの学校生活が悲惨な生活を送つとるわけです。学校の適正規模化よりも、その子たちを今までどおり、もとに戻して学校の生活をさせることのほうが大事じゃないですか。なぜ、そのようなことをほったらかしとって、こういうことをするとですか。

○町長（日高 昭彦君） 子ども達にとって、最もよい環境、そういう良好な環境をどうしたらいいか。それを議論するために、今回の審議会の設置条例を提案させていただいております。

○議員（児玉 助壽君） だから今言うた状態の何を、3年まで待てと言うとですか。学校再編まで待てと言うのですか、町長。それはおかしいのじゃないですか。それがあなたの町政運営ですか。おかしくはないですか。この子たちの保護者は、子どもが家に1人でおる時に何かあるのではないかと仕事が手につかんとですよ。もう今すぐにでも、町外に移住して、転校させたい気持ちになってるんですよ。町長。あんたの子どもや、教育長、孫が、そういうふうになったら、あんた達もそう思うでしょう。なぜそれを先に解決せんで、こんなことするとですか。

確かに、それも大事な仕事かもしれん。大同小異かもしれん。民主主義の世の中じゃけん。それで、その小異をおろそかにしよったら、次はありませんよ。いいですか。もしこの子たちの親が町外に出て、移住し、これは公になってる場合ですよ。現実になったら、川南町の学校や保育所に子どもを預ける親がいなくなりますよ。この問題を放置、解決せず、補償問題が起きた場合、町長及び教育長は責任を問われても謝罪だけで終わりますけど、この危機

管理欠如した職務怠慢によるこの保証責任は、その町長の行動に納得のいかない町住民が負うことになつとです。

そうならないように早急に解決するべきじゃと思うのだが、いつまでに解決できつとですか。解決できんかったら、私は徹底的に戦いますから。

○教育長（木村 誠君） 悲しいことではありますけども、学校規模に限らず、いじめというのは全国的に起こっている事例であります。個別的な事例は、今回もう述べたくないと思いますが、いわゆる教育支援教室ですね、今ハートフル……じゃない、すいません、フロンティア教室行ってますが、フロンティアルームですね、ここは要するにいろんな事例を抱えながら、学校に行けなくなった子ども達のためにある施設でありますし、目的は学校復帰、これを目的に進めているところであります。指導員が1人おりますけどもですね。

今おっしゃった1人は今、今週に入ってきておりますけども、非常に表情も明るくなりまして、いろんなことを今、指導員に話してくれるというような状況が来ておりますし、学習のほうも数学、英語、規則的なことから進めているということでもあります。ですから、いつまでに解決ということではないんですけれども、解放というか、要するにもうその3人の関係が今後うまくいくような形を、やっぱり学校、校長を初めとして今取り組んでおりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

○議員（児玉 助壽君） いいですか。一言。そんなことしていたらこの子らは、もう学校に行かんと、卒業しますよ。（「だから学校復帰するためにやってるわけですよ。」と叫ぶ者あり）（「やっとなんじゃないか。1年以上たつとるとぞ。」と叫ぶ者あり。）

○議長（川上 昇君） はい、静かにしてください。（「1年以上……。」と言う者あり）

○議長（川上 昇君） 静かにしてください。ほかに質疑はありませんか。（「何を言うとか、1年以上ほったらかしとって。」と言う者あり）

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。（「なんでできんとな。代わりは何ぼでもおるわ。」と言う者あり）

○議員（内藤 逸子君） 議案38号について、伺います。この委員会の委員については、審議会の委員についてですが、15名とありますけど、任命をされるので、公募はしないのか、伺います。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。委員の公募はしないのかということですが、今のところ公募は考えておりません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 第8条に、この条例に定めるもののほか、必要な事項は会長が審議会に諮って定めるというふうにあります。それと6条の4項に議長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができるとあります。それで、この審議会を傍聴できるのかどうか、伺います。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。今、内藤議員が読まれたとおり、会長が審議会に諮って定めるとなっておりますので、審議会の皆様で受けていただくことだと思っておりますし、審議の内容につきましては、公開していきたいと思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 今、審議の内容も公表するようにはしていましたが、審議会をガラス張りにしていただいて、どこからでも見えるというか、そういう会議に持って行っていただきたいと思えます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（林 光政君） 先ほど、児玉議員の熱のこもった指摘に、ちょっと水を差すようですけども、お許しいただきたい。

町長のこの提案理由の説明の中に、38号が・・・、ちょっと前文だけ四、五行読みますけど、いろいろあって、学校規模等を審議検討する、学校規模適正が、いろいろ・・・、審議会を設置するために定めるものである。町では、これまで学校再編について座談会やアンケートを行い、保護者や住民の皆様の御意見をいただいてまいりましたとありますが、この「住民の皆様」にちょっと私はひっかかります。といいますのは、私も何カ所かのこの座談会に出席させていただきましたが、ほとんど保護者は全員ということではないんでしょうけども、保護者全体から見たら、ほんと少なかったです。

それで「住民の皆様の御意見をいただいてまいりました」というのは、ちょっとこれは僕は言い過ぎじゃないかなと思います。保護者全体の何%かに過ぎないと思います。この組織の中に、さっき内藤議員さんもおっしゃったが、委員が15名とありますけども、この中にいろいろ、学識経験者も交えて4ありますけども、私はこの審議会に入る前に、地区でもうちょっと、せつかく自治公民館ができたので、その中にいろいろ、婦団連の方とか、いろいろな団体の方もひっくるめた、こういう学校再編の話をもう1度か2度か、引き出して審議するのが、私は適当じゃないかなと思いますので、質問をいたしました。

○議長（川上 昇君） 質問ですか。

○議員（林 光政君） 答弁はいいです。私は考えを申しただけです。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、文教産業常任委員会に付託します。

しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第3、議案第39号 川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第40号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第41号 川南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第42号 川南町税条例の一部改正について、以上、4議案を一括議題とします。

これから、本4議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第41号について質問をいたします。これは今まではどうしていたのか、伺います。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

今までにつきましては、報償費で対応する部分がありました。旅費も含めて報償費で支給するという対応をしてまいりましたが、その場合に国が定める基準の旅費については課税されないという部分がございます。しかしながら報償費で出した場合には全てが課税ということで、源泉徴収義務がございますので、その旅費も含めた形で税を徴収するという不合理なところがございましたので、今回、これを改正させていただくということにいたしました。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます、したがって、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7、議案第43号 川南町公園条例の一部改正について、日程第8、議案第44号 町道路線の認定について、以上、2議案を一括議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号、議案第44号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第9、議案第45号 平成29年度川南町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（税田 榮君） 第45号一般会計補正予算、6款農林水産業費1項5目19節、26ページになります。負担金補助及び交付金ですけれども、農業の振興でミニトマトパック詰めシステム導入事業補助金496万3000円になっていますが、多分、私の記憶ではこれはJAの選果場のことではないかと感じるんですけれども、あそこは都農町と川南町でミニトマト部会是一个の部会だったと思うんです。それで都農町からの助成金というか、お金は出ているのか、出ていないのか、お聞きします。

○産業推進課長（山本 博君） 税田議員の御質疑にお答えいたします。このミニトマトのパック詰めシステム導入事業補助金の件であります。言われるとおり、JA尾鈴の部会が一つとなっております。

今回、事業費が4400万円ということで、JAの負担が2415万円、そのうち残りの分を川南町、都農町で負担をするようにしておりますが、残り分の負担の割合としまして、川南町が25%、都農町が70%の負担となります。したがって、川南町の負担が496万3000円です。

以上です。

○議員（税田 榮君） これは説明では2機ということになっているんですけど、これは2機で十分選果できる能力があるということになったんでしょうか。それとも古いのがだめになってやり替えるのか、機械を増やすのか、どちらかと思っておりますけれども、お願いします。

○産業推進課長（山本 博君） 税田議員の御指摘にお答えいたします。

今現在、手詰めによるパック詰めの作業を行っております。人力で作業を行っております。その関係でかなりの人件費がかかっているということで、今回、新規で2台導入することにしております。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（三原 明美君） 議案第45号 平成29年度川南町一般会計補正予算、議案第45号の17から18ページ、2款1項6目企画費19節負担金補助及び交付金の高等学校の補助の関係なんです。支援金5,000円の根拠と、親の収入には関係ないのか。また、この5,000円の交付はどのようにされるのか。また、これは継続事業なのか、お尋ねいたします。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質疑にお答えいたします。まず5,000円の根拠

でございます。

町内の高校に通う生徒さん方の学費、それから交通費というものを全て把握したところ、平均的にはやはり1万円近くになる。当然、これは学校に納める、授業料は一部免除というところもありますので、そのあたりを除いた課外代とかそういうものを含めた形での支出でございますが、最低が六千幾ら、これは学校納付金だけで最低が六千幾らというデータをとったところでございます。

そういうことから、1人当たり、大体月当たり、保護者につきましては、交通費も含めると、交通費が要らない方もいらっしゃいますけれども、含めるとやはり2万円近くの支出があるのではないかと。もっと遠くの方々はそれ以上のものだという感覚を持っております。

そういうことから、その4分の1ないし3分の1程度ということで5,000円という根拠を持ったところでございます。

それから、収入についての制限ということがありましたけれども、これについては川南町の子ども達という定義を持ちまして、収入に関係なく、やはり交付金は交付するというところで考えております。

交付の手段でございますが、月当たり5,000円という支出にしておりますけれども、これにつきましては、支出の方法につきましては、ある程度まとめて交付するという形がいいのではないかとということで予定はしております。それから、今後の取り組みでございますが、一応10月から早速始めたいということと、翌年度以降も継続していくということが総合的な人口対策にはつながっていくという判断をしています。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） わかりました。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 1件だけお伺いします。議案第45号 平成29年度川南町一般会計補正予算（第4号）ですが、歳出になります。

26ページになりますが、6款農林水産業費1項農業費6目の畜産業費の農業の振興ということで、畜産・酪農収益力強化総合対策基金ということで、6310万円の国の事業を使ってやるということで酪農経営ですけれども、この詳細、例えば、後継者、もともとの継続でやっている方の酪農家の方の事業なのかとか、あとは総事業費補助率を教えてくださいたいのです。

○産業推進課長（山本 博君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

この事業に取り組む方は光の比嘉さんという方なんですけど、もう事業を継承しまして既に行っております。国の事業になりますので、2分の1の事業になります。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 1点、新しく牛舎をやりかえるということで、例えば頭数の増加が見込めるのでしょうか。酪農というのはある程度の、私も詳しくはわかりませんが、契

約か、その入荷量が決まっているので、増頭をされるのかなということを伺います。

○産業推進課長（山本 博君） 再度、徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

今、搾乳牛といいまして、搾る牛になりますが、今現在で49頭使用しております。平成34年度を目標に72頭にしていこうと計画をしております。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 川南町一般会計補正予算（第4号）についてお尋ねします。

2款総務費の中の負担金及び補助金についてですが、ちょっと眼鏡をかけさせてもらって。私立雇用保育士と処遇改善助成金についてですが、636万円で53人分、町内が2万円、町外が1万円の商品券と言われましたけれども、私立保育所には保育所の数というか、院内保育所も対応になっているのかどうかをお尋ねしたいのです。個人の病院とかにあります保育所がありますね。それも含まれているのかどうか。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。想定していますのは、認可保育所ということで想定しております。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（福岡 仲次君） 6款1項3目。

○議長（川上 昇君） マイクを近づけてください。

○議員（福岡 仲次君） 26ページの6款1項3目農業振興費の中の産地パワーアップ事業補助金なんですけど、321万7000円、これをやることによって将来どのぐらいの見込みができるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○産業推進課長（山本 博君） 福岡議員の御質疑にお答えいたします。この産地パワーアップ事業補助金についてでありますけど、この事業に取り組むことによりまして、1反当たりの収入が6万円上がると見込んでおります。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） 3200万円を突っ込んだ中で。

○議長（川上 昇君） 320万円。

○議員（福岡 仲次君） 321万7000円か。すみません。突っ込んだ中で本当に利益が出てくるのか出てこないのか、その辺も含めた中で算出されていると思うんですけど、その辺はいかがですか。

○産業推進課長（山本 博君） 再度御質疑にお答えいたします。

今回、導入します内容が乗用型の摘採機でありまして、省エネのタイプの摘採機になります。この機械を導入することで、コストの削減が図られるといったところであります。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第45号平成29年度川南町一般会計補正予算（第4号）につきまして、13、14ページの19款諸収入4項受託事業収入4目土木費受託費事業収入であります。この995万6000円と次ページの2款総務費、下段の企画費の住みよいまちづくり移住促進の2599万8000円。

それに、8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費については、今の13ページと関係します。後で質疑します。

最初の16ページの住みよいまちづくり移住定住促進2599万8000円ですが、先ほど質疑の中で質疑したところ、このいじめ問題があって、その答弁を聞くと、今後いじめによって、今、現に定住している人が町外に移住することが予測されるわけですが、いま現在町内に住んでいる人がどんどん町外に出ていくような教育政策をとっているけれど、この2599万8000円を使って町内に定住している者が町外に移住したら・・・、これは移住する者はおらんと思うけど、こんな金を使って。これは政策的に失敗の予算ではないですか。

それから、この19款諸収入の尾鈴大橋工事費負担金の995万6000円については、当然これに関連する支出をされなければいけないのですが、今の支出のところを見ると、全然関係ないところに995万6000円が諸収入として入ることになっていますが、これですと、この995万6000円の都農町からの負担根拠がわからんわけです。これは事業が違うわけです。これが諸収入と入ることはできるかもしれませんが、これだとこの事業費が見えてこんわけです。

995万6000円は町の単独事業なのに、何で都農町がこれを負担しなければいけないのか。

そして、2100万円のうちの大体45%ぐらいになるわけです。何でこんなに45%も都農町が川南町の塩付・長岡線舗装打換え工事を負担しなければならんのか。これはおかしいのではないですか。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。まず、私の担当しております2款1項6目企画費の中の御質問にありました2599万8000円、16ページの一番下のところでございますが、いろいろなアンケート、それから町民の方々の御意見をいただいた中で、やはりこういう施策をとる御希望が非常に高うございました。

そして、特に私立雇用保育士につきましては、政策の確立が急務だというお話もありましたので、今回、10月1日からの実施を目指して組ませていただいたところでございます。

いろんな形で人口増対策に取り組んでまいりたいと思っております。町内の居住者はもとより町外からもやはりいろんな形で魅力づくりをするためにはこういうことも必要かなと考えているところでございます。

受託事業収入については、昨日から申しましたとおり、都農町の負担は995万6000円ということで収入で入ってまいりますので、その部分で、8款の分野で財源更生させていただいたというのが総務課の予算更生の状況でございます。

事業に関しましては、担当課長にお願いしたいと思っております。（「昨日説明したものと違う説明だが。6月補正のなんじゃけんどん。これ基礎計算のはずじゃ。次の会計に差額

が入ってくるようになっていない。今、説明したところだが、説明にはなっとらんど。」と
言う者あり)

○議長（川上 昇君） もう一回。順を追って。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質疑に再度お答えいたします。この事業自体が
当初予算の段階で見込み予算として計上いたしました。国庫支出金を見込み計上しまして
6月の補正段階で尾鈴大橋の事業費を4409万8000円ということで組ませていただきました。

そのときの財源更正の内訳の中で、当初予算、補正予算を足して国の交付決定が参ってお
るところでございます。（「この説明には載っとらんど。」と言う者あり） 予算立ては、
この予算書というのは国の収入をあらかじめ見込んでおって、交付決定が来た段階で調整を
すると。その段階で予算更正を行っているというところですよ。（「議長、俺ばかり気に
せんでよ。この予算書にそんな説明は書いてあるのですか。議長。」と発言する者あり）

○議長（川上 昇君） 暫時休憩します。

午後1時24分休憩

.....
午後1時27分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 児玉議員の御質疑にお答えしたいと思います。

6月の質疑の中で、徳弘議員から先ほどの事業関係の御質疑、6月で予算計上しておりま
した尾鈴大橋の4400万円関係の御質疑があった中で、私の答弁で「1200万円ぐらい」と答弁
をしたものがあつたんです。

これは、全体事業費としまして5600万円、当初で上げていたのですが、途中で国のほうか
らの事業の確定ということで、全体的な道路も含めた形で減額になった経緯がございまして、
それで、6月に歳出のほうで四千数百万円を計上しましたので、その補助金がありまして、
差し引いた残りの補助うら負担分を都農町と案分するというので、改修工事費が995万
6000円、それから、設計委託関係が当初に計上してありました120万円、あわせて1115万
6000円ということで、そのときには1200万円程度ということで議事録には残っているですが、
内容についてはそういうこととさせていただきます。

以上です。（「説明になっとらんど、課長。それが、補正にあんたが説明したとはこれ
に歳出の欄に載っていますか。歳入歳出の欄に載っているんですか、あんたが言ったものは。
わからん。載っとらんじゃない、あんたが説明したのは。」と発言する者あり）

○議長（川上 昇君） 建設課長、続けてください。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 再度お答えいたします。（「一緒になるか説明してん。
予算書に載っとらんだろが。」と叫ぶ者あり）

○建設課長（吉田 喜久吉君） 財務会計上のシステムとしてなかなか2段書きとか3段書きできない部分がございますので。（「そうしたら、そのために補正予算があつとやろが。そのために補正するちやろが、お前達は。」と叫ぶ者あり）

○議長（川上 昇君） 暫時休憩します。

午後1時30分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

○議員（児玉 助壽君） あんた達が言うのはわかつとよ。そのために補正予算というものがあって、その都度その都度、補正予算で組んでいくとでしよう。不足があれば、不足した分を補正予算で上げ、これもちやんと歳入に見込んだものを6月議会に入れとけば、その事業費が増えたり、減ったりするわけだから。

その都度、増えた時には追加予算で予算を計上し、歳入が減額の時には執行残で3月の精算補正で計上すれば済むこっちゃ。そういうふうにしていないからおかしくなるんだろう。

俺があんたたちの言うこの966万5000円を積算すると総事業費は3844万円になる。差額が3844万円、国庫支出金費が1854万4000円、そういうふうになっているがよ。そうしたら、これであんた達がなんをすつとよ、事業費で565万8000円、これは大体だけれども、約だからね。総額予算もこの事業費分、565万8000円、違うということになるはずじゃが。違うね。きっちり合うとらんけど、それ近くになるはずじゃわ。

○議長（川上 昇君） 暫時休憩します。

午後1時34分休憩

.....

午後1時35分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 再度お答えしたいと思います。

6月に先ほど申し上げたように、尾鈴大橋の歳出費用ということで4400万円を計上したわけですが、本来であれば歳入でこの4400万円の補助金額を計上すべきだったんですが、当初から見込まれている全体の事業費確定の通知がありましたので、それも減額として新たな尾鈴大橋の補助金を相殺した額になったので、議員がおっしゃるとおり、ややこしい感じになったのは御理解いただきたいと思います。

以上です。（「理解できんとやろがね。この総額予算が違ってしまうのじゃないかと言っ

ているんです、俺は。そうしたら、これで合うとるかもしれんけど、中身を計算したらよね・・・。」と発言する者あり)

○議長（川上 昇君） 暫時休憩します。

午後1時36分休憩

午後1時37分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

○議員（児玉 助壽君） だから、課長がこの補助の残った額の2分の1、俺の計算では1141万2000円じゃが、これをそのままこれにのせれば問題ないっちゃろう。余り正しいことではねえけど、これをこの996万6000円というのは恐らくこれは精算して、議決して、これに繰り入れんな俺は使えん金だと思ってるけど、あんた達の判断はそんげか知らんけど、俺の判断ではこれを精算して組み替えなければ使えん金だと思うけどね。それで、俺が言う1141万2000円をこのままのせれば、精算するまでにこの事業費はまだ増えるかもしれんわけだから。でしょう。

確定しとらんわけでしょう、まだ。そのために、あんたが言う当初予算に組んだ金がそれじゃろうがいね。もし増えたりしたりして、ほかの事業に必要になって足らんかった場合に、あんたが言うた金を当初予算に組んどっとやろう。そのために、これは予算に予算を組んどるわけじゃがね、何があるかわからんから。3月の精算予算で補正としてすれば済むことであって。

課長は「都農と協議した。」と言いよったけど、都農と協議をしておけば、同じ996万5000円を予算計上しとるはずやけど、聞いたところではこれを予算計上したという話は聞かんど。

ということは、都農にしたら、事前の予算執行にならせんね。それで歳入見込額として協定を結ぶか、上げられるわけじゃろうがね。それを上げてきてないから、こんなになったんでしょう。違うのですか。

もう最後じゃがね、3回目。

町長が二期目からいろいろ問題を起こして・・・、総務課長、再発防止のことは聞き飽きたけど、今の川南町が人口が減少し、少子化が加速し、人がいなくなり、町政衰退の一途をたどっているのは、嘘と偽りまがいの御託を並べ、言い訳をし、間違いを認めず、事件を正当化しようとする町執行機関の腐った精神にあります。

なぜなら、間違いを認め、反省することで前進できるからでもあります。結果、間違いを認めて反省することもなく、前進できず、町政が衰退しているのが現状ではないですか。

したがって、学習能力の欠如した町長、総務課長、2人が町政を司っている間は町の発展

は望めません。

ということで、町の将来はお先真っ暗になっていますが、その学習能力がないのなら、職を辞して野に下るべきではないですか。反論があるなら反論を伺いたい。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 再度、御質問にお答えしたいと思います。

先ほど都農町からの負担金が入っていないということでございましたが、うちのほうも6月に本来計上をするべきものだったと思うんですが、前回、そういった指摘を受けましたので、今回、計上することになりました。

今後はこういったことが起きないように努めていきたいと思います。

それから、都農町の負担金につきましては、うちのほうも早急な提案とかあった関係で、都農町のほうは9月の議会に間に合わないということで、協定に基づきまして12月に計上するという確約がとれていますので、そういったことで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は各所管事項別にそれぞれの常任委員会に付託します。

日程第10、議案第46号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は総務厚生委員会に付託します。

日程第11、議案第47号平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第48号平成29年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上、2議案を一括議題とします。質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 平成28年度川南・・・。（「29年度・・・。」と言う者あり）決算だから・・・。（「違うよ。」と言う者あり）

○議長（川上 昇君） まだ補正予算ですよ。

○議員（児玉 助壽君） まだか。どうも申しわけありませんでした。

○議長（川上 昇君） なしですね。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号、議案第48号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第13、議案第49号平成29年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第50号平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、以上、2議案を一括議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号、議案第50号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第15、議案第51号平成29年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第16、議案第52号平成28年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について、以上、2議案を一括議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、議案第52号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第17、認定第1号平成28年度川南町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから、本案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 60ページ、19款諸収入の建設課、この下、99番、空き家対策特別措置工事分5万円を歳入に対して、162ページ、8款土木費の02の空き家対策特別措置工事費の89万9400円について伺いますが、当然、この歳入歳出が同額にならないといけないのですが、これだと84万9400円の差額が出てくるわけですが、今言うた差額の財源はどこにあつとか伺います。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

先ほど一般質問の中でも答弁したと思いますが、28年度空き家特別措置法に基づきまして、3軒の空き家に対応してきてまいりました。そのうちの1軒の方が県外に在住しているということで、うちのほうで対抗措置をとった経緯がございます。

それから、この方につきましては、どうしても費用負担が一括でできないということで御相談を受けたものですから、分割にして、今回、28年度については5カ月分、毎月1万円の債務を負っていただくということで誓約を取って、28年度は5カ月分5万円歳入として受けてまいりました。

それから、歳出につきましては、特別措置法に基づいて予算を計上しましたので、その中で、その方の分の緊急一部解体ということで、決算として上がってきております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 普通、この歳入と歳出が同額にならないといかんとですが、これは月々何ぼとか入れるというけど、つまり、そういうことになると、今言うた差額が収入未済額として上がってこないかと思うわけですが、そういうのがねえということは、これは事務処理が適正になされとらんということになつとやねえですか。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 御質疑に再度お答えいたします。

調定については八十数万円を一括では上げておりませんので、その都度、調定を起こしておりますので、未済額は発生しないということになるかと思えます。

以上です。（「説明になつとらんちゃけど。こんな方法で払わんといかんとでしょ。」と発言する者あり）

○議長（川上 昇君） 暫時休憩します。

午後1時53分休憩

午後1時53分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 再度、御質疑にお答えいたします。

ちょっとわかりにくい答弁だったと思うんですが、誓約の中で毎月1万円、それを1年間という形で毎年調定を上げておりました、28年度につきましては、11月からになりましたので、5カ月分を調定に上げて5万円の歳入と。ですから、29年度につきましては12万円を調定に上げて、計画としましては、12万円歳入として受けるということになるかと思いません。

以上です。

○議長（川上 昇君） 支出と収入がどっかで合わないといかんのではないですか。

（「84万9400円、収入未済額としてどっかに計上せないかんとやろうがね。これで見ると5万円で89万9400円の仕事したことになるのがね。」と発言する者あり）

○議長（川上 昇君） 差額の84万9400円、これはどこにあるのという問い。

89万円、町が支出しているわけでしょう。5万円は入ってくるという感じよね。残りの84万円幾らっていうのは。

（「それは、（カンケイ ）と言いまして、毎年、誓約の中で返還していただくようになっています。」と発言する者あり）

○議長（川上 昇君） その説明をもうちょっとわかるようにね。

○議員（児玉 助壽君） 多分、この仕事する時には、この予算の慣例的な何でよ、予算を計上する時には、これ以上の事業費を上げとるはずじゃが。恐らく。きっちりの事業費を上げとらんはずじゃが。

そしたら、こっちに歳入分の事業費と俺が言うた何と、収入未済額とどっかに上げてこないと、監査上、だめと思うわけですが、監査委員、どんげ思うですか。寝ておられるけん。

○代表監査委員（谷村 裕二君） 会計処理上の問題であります。執行部の答弁といたしましては、支出はしました。そこで、未済額に計上されないものは、当初から入ってくる予定分、1万円ずつの契約分、これで収入予定をしていたので、未済額には上がりませんよという説明だと理解をしておりますが、これについて、今回の遅行体の会計処理につきましては、深く私も十分に理解をしておりますので、この場で軽々な発言ができないと思っております。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本案件については、6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

日程第18、認定第2号平成28年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから、本案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 2件だけお伺いします。

28年度特別会計の分の介護保険の分です。介護保険特別会計の分の歳入の中で、保険料の不納欠損額が187万7516円となっております。監査委員の報告書の中の参考資料を見ますと337件ということですが、これについては、何人の方の滞納が不納欠損として上がったのか、何年滞納することによって不納欠損で上がっていくのか、それに対してペナルティはあるのか。

それから、特別徴収の場合は年金から引かれますが、普通徴収、要するに納付書の方たちに滞納があるのかなと思いますが、そこあたりのことを説明をお願いいたします。

それから、同じく介護保険特別会計、歳入ですが、歳入の2款分担金及び負担金以降の負担金の中の訪問給食サービス事業の588万3600円、これと合わせまして、歳出の346ページの5款地域支援事業費4項任意事業の2目のその他の事業費の中の訪問給食サービス、これは先ほどの580万円に対する歳出ですが1678万5715円と3倍強の歳出、支出になっておるわけです。この成果表の中で見ますと、訪問給食サービスということで、おおむね65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみ世帯で、自分で食事の準備ができない者に対して、確か1食400円だったと思うんですが、それを社協が委託を受けてやっているかと思うんですが、3倍という費用のかかり方に対して、ちょっと少しお聞きします。

これは、まず訪問給食ですので、これは介護認定を受けた人もそれを対象になるのか、それとも予備軍であるのかという部分と、その1600万円の主な支出がわかればお願いいたします。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、介護保険の保険料についての不納欠損の金額だったかと思いますが、これにつきましては337件で、ちょっと人数が手持ちの資料を用意しておりませんので後日報告したいと思います。介護保険料の時効につきましては2年でございます。ですので、28年であれば

26年度分が28年に不納欠損という形になっていきます。この分に関しては、この時効の期間に応じて、最大で3割負担まで、1割負担ところが3割負担で、その期間に応じて負担割合が3割の期間が出てくるというような形になっております。

もう1点は、訪問給食の部分でございますが、訪問給食につきましては、歳入に関しましては、1人頭400円の徴収を行っております。それで、588万3000円の歳入決算ということになっております。

ちなみに、配食数としましては、1万4709食分の歳入という形になります。それに対しまして、歳出分でございますが1600万円程度ということでかなり増えているわけですが、これにつきましては、基本的に400円分がどの部分かっていうと、食材分の負担をしてもらうのがこの部分という形になっています。大体1食当たりの食数に関しまして1,100円から1,200円の間の実質金額となろうかと思っております。

以上でございます。

（「歳出の内訳は。1600万円の内訳は。」という者あり）

○福祉課長（篠原 浩君） 失礼しました。

1600万円の内訳については、今、手元ございませんので、これに関しましてもあとでお持ちしたいと思えます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） まず、不納欠損に対してのペナルティが3割負担になるということですが、私がちょうど監査をしているところから介護保険については不納欠損を上げていくということでやっており、介護保険というのは、皆様御存じのように、本人よりも家族が結局介護を必要とするときに負担をして、そこになるわけなので、くれぐれも1割から3割で大きく違います。相当違います。

やはり負担金が、例えばうちもいろいろありますけども、4万円ぐらいであれば12万円ということになりますので、その収納をやっぱり力を入れていただいて、介護保険になったときにこういうペナルティがあるよということは強く言っているのかなと思っておりますが、そこはそれでいいんですが、配食サービス、今、言われたように1食が1,141円ということで、その内訳という中で、私の認識の中では栄養士が1人駐在しているということで、その部分の費用もあるということで、確かにいいんです、この事業を否定するわけではないんです。ただ、実際、介護保険サービスの中で民的にそういう配食サービスをされておるところは、実際、400円でそれをやりくりしているということもあります。

それから、そういう支援であれば、例えばいろんな民間でやっている事業があります。結局介護を受けないためにどうやったらいいかということで、例えばトロンパレットでもあります。トロンパレットのように介護を受ける前にみんなで支援をして、なるべく外に出ていくという人を育てる中でやっているけども、そういうのに対しては補助はしない。農協がやっている「いきいき塾」は毎週水曜日にやっていますが、毎週水曜日、たくさんの方が利用

をされて、介護を受けずに、中には介護施設に行きながらの人でも水曜日だけ「いきいき塾」に行かれるんですが、そこあたりも、「いきいき塾」に行きながら、そこで1週間分の買い物ができるんです。そうやって支援を、これは農協さんの事業でやっているわけです。

その平等性からいったら、社協のこういう宅配サービスと合わせて、そういう民間でやっていることに対して、やっぱりそういうサービスも町としては考えていかないといけないのではないかなと思っていますが、これは担当課と町長もそういう考え方がもし、どういうふうに考えるのかなと思っています。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、配食サービスについての御質疑がございましたが、この部分に関しては、現在、民間でできるところはないかという部分に関しては、いろいろ検討をしている段階でございます。総合福祉センターの部分とも絡めて出てくる問題でございますので、その部分については、ただ、一番は配食を受ける人たちの部分を考えないといけませんので、そういった部分も考えながら、コストも安くできる部分に関しては安くしたいというふうには考えておりますので、この部分については、民間での受け皿がないかという部分を検討させていただいております。

それと、先ほどちょうど収入未済の不納欠損の件数について、ちょっと資料がありましたので御報告させていただきます。

337件の件数に対しまして、人数的には106名でございます。

以上でございます。

○町長（日高 昭彦君） 介護とか、福祉とか含めて、我々地方、川南町という意味で、すみません捉えてください。

今後、本当にそういう問題というのはこれからたくさん出てくると思います。今、ここでの答弁はまだ決定をしておりませんが、そういうことはバランスを考えながら総合的にこれから判断することは、ただ出てくると感じております。

○議員（徳弘 美津子君） 配食サービスを否定するわけではないんです。やはりその費用の中を見ながら、1食1,140円というのが皆様に納得いけるのかという部分は考えてもらわないといけない。

ちょっと伺ったところでは、以前、ちょっと民間でやったけども、なかなか採算的に合わないから、戻したという感じはちょっと伺ったんですが、もし、今後民間を活用するのであれば400円ではできないんですね。そこあたりはやっぱり考慮しながら、やはり民間活力を活かしていただくためには、その支援も合わせてやっていただけたらなと思っています。

答えはいいです。ありがとうございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く5名の委員で構成する特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本案件については、5名の委員で構成する特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

日程第19、認定第3号平成28年度川南町水道事業会計決算認定についてを議題とします。これから、本案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く5名の委員で構成する特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本案件については、5名の委員で構成する特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

各常任委員会は、一般会計決算審査特別委員会、特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会についてそれぞれ委員を選出してください。

しばらく休憩します。

午後2時12分休憩

.....
午後2時12分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

御報告します。一般会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から徳弘美津子君、児玉助壽君、内藤逸子君、文教産業常任委員会から、竹本修君、林光政君、福岡仲次君、特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会委員に総務厚生常任委員会から蓑原敏朗君、税田榮君、文教産業常任委員会から中村昭人君、三原明美君、河野浩一君、以上、一般会計決

算審査特別委員会委員に6名、特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会委員に5名を選任することに決まりました。

それぞれの決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。
しばらく休憩します。

午後2時13分休憩

.....
午後2時13分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

御報告します。ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会の委員長に福岡仲次君、同副委員長に竹本修君が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。また、特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会の委員長に中村昭人君、同副委員長に蓑原敏朗君が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。

なお、それぞれの決算審査特別委員会は、22日の会議において審査結果を委員長から報告願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午後2時14分散会
